

会 議 録 目 次

令和 2 年第 8 回海田町議会定例会（第 2 日目）

令和 2 年 1 2 月 2 日（水）午前 9 時 0 0 分 開議

日程第 1	一般質問	
	○富永やよい議員……………	4
	○岡田良訓議員……………	9
	○宗像啓之議員……………	20
	○前田勝男議員……………	33
日程第 2	第 58 号議案 第 5 次海田町総合計画基本構想及び基本計画の策定について……………	42
日程第 3	第 59 号議案 海田町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について……………	44
日程第 4	第 60 号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	45
日程第 5	第 61 号議案 令和 2 年度海田町一般会計補正予算（第 7 号）……………	48
日程第 6	第 62 号議案 令和 2 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	64
日程第 7	第 63 号議案 令和 2 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	65
日程第 8	第 64 号議案 令和 2 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	66
日程第 9	第 65 号議案 令和 2 年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）……………	68
	（延 会）……………	69

令和2年第8回海田町議会定例会

会 議 録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 令和2年12月1日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 会（開 議） 12月2日（水）9時00分宣告（第2日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（15名）

|     |         |     |                          |
|-----|---------|-----|--------------------------|
| 1番  | 玉 川 真 里 | 2番  | 小 田 久美子                  |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信                  |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 欠                      員 |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公                  |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生                  |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一                  |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男                  |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治                  |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（15名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 玉 川 真 里 | 2番  | 小 田 久美子 |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信 |
| 5番  | 大 江 康 子 | 7番  | 下 岡 憲 国 |
| 8番  | 住 吉 秀 公 | 9番  | 宗 像 啓 之 |
| 10番 | 久留島 元 生 | 11番 | 岡 田 良 訓 |
| 12番 | 多 田 雄 一 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 桑 原 公 治 |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|               |   |         |
|---------------|---|---------|
| 町             | 長 | 西 田 祐 三 |
| 副 町           | 長 | 櫻 竜 俊   |
| 教 育           | 長 | 佐々木 智 彦 |
| 企 画 部         | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部         | 長 | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部     | 長 | 森 川 雅 枝 |
| 建 設 部         | 長 | 久保田 誠 司 |
| 教 育 次         | 長 | 伊 藤 仁 士 |
| 下 水 道 担 当 参 事 |   | 龍 岩 広 幸 |
| 建 設 部 次       | 長 | 門 前 誠 司 |
| 企 画 課         | 長 | 鎌 田 浩 一 |
| 魅力づくり推進課      | 長 | 中 下 義 博 |
| 財 政 課         | 長 | 吉 本 真 人 |
| 総 務 課         | 長 | 中 村 修 介 |
| 税 務 課         | 長 | 片 山 茂   |
| 防 災 課         | 長 | 宮 垣 将 司 |
| 町 民 生 活 課     | 長 | 水 川 綾 子 |
| 住 民 課         | 長 | 近 森 茂   |
| 社 会 福 祉 課     | 長 | 杉 本 幸 穂 |
| こ ど も 課       | 長 | 新 藤 正 敏 |
| 長 寿 保 険 課     | 長 | 岩 本 宏 美 |
| 保健センター所       | 長 | 森 原 知 美 |
| 建 設 課         | 長 | 木 村 生 栄 |
| 上 下 水 道 課     | 長 | 早稲田 誠   |
| 学 校 教 育 課     | 長 | 森 山 真 文 |
| 生 涯 学 習 課     | 長 | 脇 本 健二郎 |

新 庁 舎 整 備 室 長            山 田 長 秀

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長            倉 本 勇 登  
主                            査            水 野 啓 太  
主                            任            辻            千奈美

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第1 一 般 質 問

日程第2 第58号議案 第5次海田町総合計画基本構想及び基本計画の策定について

日程第3 第59号議案 海田町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

日程第4 第60号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 第61号議案 令和2年度海田町一般会計補正予算（第7号）

日程第6 第62号議案 令和2年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第7 第63号議案 令和2年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第8 第64号議案 令和2年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第9 第65号議案 令和2年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第10 委員会提出議案第2号 海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 委員会提出議案第3号 海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第12 発議第7号 全ての医療機関への緊急財政措置を求める意見書案

日程第13 発議第8号 人生百年時代におけるシルバー人材センターへの支援を求める意見書案

日程第14 発議第9号 人生百年時代におけるシルバー人材センターへの支援を求める決議案

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日も大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより

本日の会議を開きます。なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をしておりますので、御了承ください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第14に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行します。3番、富永議員。

○3番（富永） 3番、富永です。大きく2点についてお伺いいたします。

文化財防災について。文化財は私たち日本人にとってかけがえのない財産です。文化財保護法には、我が国の歴史・文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものとして記載されています。しかし、近年の自然災害によって、各地の文化財は大きな被害を受けており、その復元には大変な手間と長い時間がかかっています。文化財は国宝、重要文化財、都道府県指定文化財とピラミッド状に分類され、それぞれ保護が図られています。こうした文化財は場所や保存状況を行政が事前に把握しているため、災害時には速やかに状況を確認することができますが、その裾野にある、時代も種類も様々な未指定の文化財は、どんな被害に遭ったのか確認することができません。こうした未指定の文化財は一つ一つが持つ価値は指定文化財に及ばないかもしれませんが、地域の歴史を解明し、その豊かさを継承していくためには欠かせない存在です。そのため未指定のものも含めた文化財の総合的な把握が重要になってきます。平成30年に文化財保護法が改定され、その中でもこれまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが重要とされています。島根県益田市では、9年前から地区ごとに地域に眠る未発掘の文化財を把握する調査カードを作成し、役所に保管しています。こうした資料は災害時には文化財が雑貨ごみとして捨てられることのないよう、状況を把握する基礎資料として活用することができ、地域の歴史や文化を見直し、観光資源として活用することにもつながります。海田町でも、地域の文化財を守るためにこうした取組を行ってはいかがでしょうか。昭和24年1月26日に現存する世界最古の木造建造物である法隆寺の金堂壁画が炎上、焼損したことから、文化財を火災・震災・その他の災害から守るとともに、文化財愛護に関する意識の高揚を図るため、毎年、1月26日は文化財防火デーとして制定され、各地で様々な防火訓練やイベントが開

催されています。海田町でもこうした取組を行い、意識啓発を図ってはいかがでしょうか。

第5次海田町総合計画について。今年度、第5次海田町総合計画が策定されますが、町民の方への伝え方はどのように考えていますでしょうか。総合計画はまちづくりを進めていく上で最も基本的で大切な計画となっています。各自治体では子どもから大人までまちづくりの計画を一緒に共有するために様々な工夫がされています。明石市では、一般の方に分かりやすく伝える概要版に加え、子どもたちに分かりやすく伝えるため、明石冒険記と称して、総合計画に掲げる戦略の柱をステージと設定して、市の取組を紹介し、子どもたちが自分なりの宝を見付けることで、まちづくりを学んでいくこども版を策定されています。長野市は、総合計画児童版を作成し、自分にできるまちづくりを一緒に考えて実践してもらう内容となっています。また、福岡県水巻町では、子どもをはじめ、年齢や性別を問わず、皆さんに読んでほしいという思いで、カラフルなイラストと町民の声を散りばめた、まるで絵本のような水巻未来図鑑を作成され、公共施設や小中学校に配布されています。海田町でも、子どもから大人まで町民みんなで共有し、一緒にまちづくりを進めていくことができる総合計画となるよう、分かりやすい発信をしてはいかがでしょうか。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田） 富永議員の質問の1点目については教育委員会から、2点目については私から答弁いたします。

第5次海田町総合計画の周知についての御質問でございますが、総合計画は新しいまちづくりの指針として策定するものであり、広く住民に周知を図り、御理解と御協力をいただくことは、総合計画に掲げる目指す姿の実現に向けて非常に重要なことであると認識しております。総合計画の周知に当たっては、他市町の先進事例を踏まえ、概要版や小中学生に向けた資料などの作成及び活用方法について検討し、分かりやすい発信に努めてまいります。

それでは、1点目については教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木） 富永議員の質問に答弁いたします。

文化財防災についての質問でございますが、1点目については、海田町の文化財については、指定・未指定のものも含めまして、冊子、海田の文化財と行事、ふるさと散策

マップ集を作成しまして、教育委員会として文化財を把握するとともに、一般の方にもこれを販売し、地域の歴史文化を広めております。既に、同様の趣旨の資料がありますので、それを基に文化財保護に努めてまいります。2点目につきましては、文化財防火デーに合わせ、旧千葉家住宅で防火訓練を行ってまいります。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 再質問に移ります。まず1点目の海田町の文化財については未指定・指定のものも含めて冊子としてありますとあるんですけれども、これは大体何点ぐらい、海田町の文化財として記載されているのでしょうか。

○議長（桑原） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（脇本） 海田の文化財と行事という冊子につきましては、53か所の文化財が記載されておまして、指定が5か所、それから未指定のものが48か所記載されております。それから、ふるさと散策マップ集につきましては、145か所のものが載っておりますが、その中には文化財だけではなくて、土地の伝承であるとかそういった言い伝えのようなものも載っております。指定が5か所、それから、未指定といいますか、そういったものが133か所、言い伝えとか伝承がその他で載っているというところでございます。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 場所とかそういったものももちろん文化財なんですけれども、個人のお宅で保管されている文化財の調査については、これまでされたことはあるのでしょうか。

○議長（桑原） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（脇本） 個人のもので所有されているものを町が全体的に調査というものはしたことがございません。引っ越しとか取壊しのときに、こういったものがあるということによって寄贈の申出を受けて、そこから、学芸員であるとか職員が行って見させていただいて、必要であればふるさと館であるとか、寄附の申出を受けて、保存をしているとそういう状態でございます。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） そういったものが今現在何点ぐらいございますでしょうか。

○議長（桑原） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（脇本） 申し訳ございません。件数についてはちょっと持ち合わせてございません。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） そういった個人のものも含めて、やはり文化財というのは町で守っていかなければならないものだと思うんですけども、それを把握していくための調査カードというものを海田町で作成してはどうかという思いなんですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（桑原） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（脇本） そういった未指定のものを、文化財であるとか古いもののことだと思うんですけども、平成30年の改正、文化財の保護法の中で指定・未指定のものを発掘してまちづくりに生かしなさいというような改正がなされました。そのときに市町村の文化財の地域保存活用計画というものの策定ができるようになりました。そういった計画を作る際には、文化庁のガイドラインでそういった指定・未指定のものを発掘して、発掘というか、整理してデータベース化して作りなさいよというような指針が出ております。今、議員の御提案につきましては、保存活用計画の策定の一つの理念だろうと思っておりますので、町といたしましてはそういった保存活用計画を策定の検討の段階に入ったときには、そういったものの基礎調査をして計画に生かしていくのが効率的といえますか、ベストであろうというふうに考えております。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） その活用計画というのは、いつ頃、策定の予定でしょうか。

○議長（桑原） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（脇本） 昨年度も活用計画について御質問をいただいております、作成について後ろ向きではないというような答弁をさせていただいたと思っております。今、県が大綱を策定しております、市町村は県の大綱を勘案して市町の活用計画を作ることとしております。今、広島県が大綱の素案を作って、パブリックコメント等の手続きを今経ているところだと聞いております。順調にいけば3月には策定されるというふうに聞いておりますので、そういった中身を見ながら、いつ作るかというところは検討させていただきたいと思います。広島県内の中で、まだ策定をした市町村はないところでございまして、ちょっと少しそこら辺の事情も見まして、検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 策定に当たって、しっかり文化財の保護を考えていただきたいんですけれ

ども、いろんな市町を調べてみますと、町単位で、さっきの一般質問の通告にも出させていただいたところは、やはり、9年かけてこの調査カードを策定されたということで、時間も手間もかかると思うんですけれども、地域の財産を守っていくことは、私たちの使命だと思いますので、是非、活用計画を広島県で一番に手を挙げれるぐらいに頑張っ
て作っていただきたいと思います。防火訓練ですけれども、旧千葉家住宅で防火訓練を行ってまいりますと、いい答弁をいただいたんですけれども、どのような感じで防火訓練を行う計画にされるのでしょうか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（脇本）防火訓練につきましては、イベント的なものではなくて、今、改修を終えまして、公開日も増えております。来場者も増えておりますので、通報訓練と消火訓練、それから、千葉家、どう言ったらいいですかね、門も低いし、足元も悪いので、避難誘導訓練、そういったものを消防署の御指導を仰ぎながら行いたいというふうに考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）町民の方も参加される形にされるのでしょうか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（脇本）まずは職員とあそこで一般受付のお手伝いをさせていただいている方がおるんですけれども、そういった職員等を対象にした訓練にしたいというふうに考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）いろいろ調べていると、1点、気になったことがあったんですけれども、海田町の地域防災計画の中で文化財の位置付けというのがあまり具体的ではないという
か、わりと他力本願的な、通報、通告してくださいとかそういった感じで書かれている
んですけれども、他の市町をいろいろ調べていくと、長野県南木曾町とか群馬県玉村町さんの地域防災計画を見ていくと、文化財の位置付けとして、やはりしっかり実施計画というのを、防火・防災に関する実施計画というのをしっかりされているんですね。そういったことも踏まえて、この防火訓練を地域防災計画の中にしっかりと位置付けるということも考えていただきたいなと思うんですけれども、そういった意味で防火訓練をしっかりとしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（脇本）地域防災計画の中に、文化財の記載というところにつきましては、研究の方をさせていただきたいと思います。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）それでは、2点目の総合計画の発信についてですけれども、もう、今定例会で決まりましたら、これ、発表されると思うんですけれども、いつ頃までに分かりやすい、皆さんが共有できるようなものをお考えになる予定でしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（鎌田）本定例会で御議決をいただきましたら、すぐ作業に入りたいと思っております。第4次の作業スケジュールを参考にいたしますと、年度末までに概要版、製本もお配りができるような形にしたいと思っております。今回、御指摘いただきました子どもたちに分かりやすいという概要版につきましては、外部の知見なども入れながら、策定スケジュールも含めて、詳細検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）そういったものをどの辺に配布するとか、そういったことまでお考えでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（鎌田）製本並びに概要版につきましては、自治会、商工会など関係機関も含め、国、県各関係団体も含めて御説明に回りたいというふうに考えております。こども版につきましては、教育委員会などの関係機関とも協議をいたしまして、どのような方法がより効果的かというのを検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）前向きなお話ですので、是非、そのように進めていただいて、子どもから大人までみんなが共有してみんなでまちづくりを進めていけるように、しっかりと策定していただければと思います。文化財に対しても、やはり、文化を愛する心というのは心が豊かになる施策ですので、是非こちらもしっかり力を入れて、地域愛を育んで是非ともいただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（桑原）11番、岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。4点ほどお伺いいたします。

まず最初に、新庁舎建設予定地の土壌汚染除去の費用負担について。11月12日に県下の各自治体の共産党議員団が、県との来年度の予算要望交渉の中で汚染土壌除去の費用

を県に全額負担することを求めました。そして、県の回答は次のとおりでありました。海田町の新庁舎建設等工事に伴う土壌汚染調査は、土壌汚染対策法上、本来、土地の形質変更を行おうとする海田町が行うべきものであるが、東部連続立体交差事業に影響しないよう海田町庁舎の新築移転を円滑に進めることなどを考慮し、県の役割分担として実施することとした。土壌汚染調査の実施に当たり、県は、海田町の要望に応じて町議会での位置条例改正案の議決を停止条件とする売買契約と同時に、瑕疵担保責任の範囲を特定有害物質の使用履歴が確認された旧海田町保健所に由来する汚染に限定する趣旨の覚書を締結した。売却後に隠れた瑕疵として土壌汚染が判明したことから、法的責任とは別に、売主責任として道義的責任の観点からどのような協力が可能かについて、現在、海田町と協議を続けている。今後、売主としてどのような協力が可能かについて、引き続き、海田町と協議しながら検討していく、との回答であったが、1億3,100万円の土壌汚染費用の金額について、海田町から幾ら出してほしいとの要請はないとのことであった。金額を提示して協議すべきではないかと思いますが、今後、どのような対応をされるのか町長にお伺いをいたします。

2番目に、少人数学級の拡充について。新型コロナウイルス感染防止対策として、教室の密を避けるために少人数学級は緊急の課題となっております。教室に社会的距離を確保するには20人学級が妥当です。コロナ禍の中で少人数学級を求める声が全国的にも大きく広がり、全国知事会、全国市長会、全国町村会からも連名で、子どもたちの学びを保障するためには、少人数学級による児童生徒間の距離を保つことができるよう教員の確保が必要であると緊急の提言がなされております。全国的には、少人数学級、少人数指導に活用できる教員加配なども使って、30人又は35人以下の学級編成が進んでいますが、広島県は大阪府と熊本県と同じく、国基準の小学校2年生までしか進んでおりません。海田町も学校や学年によって児童生徒が違いがありますが、県と協議をして、来年度から30人学級を実施すべきではないか見解をお尋ねいたします。

3番目に、核兵器禁止条約の批准のアピールについて。10月24日に核兵器禁止条約がホンジュラスが批准をして、条約の発効に必要な批准国が50か国になりました。条約は90日後の2021年1月22日に発効し、核兵器は違法化され、国際社会の規範として核兵器の使用を含むあらゆる活動が禁止されます。核兵器禁止条約は核兵器廃絶への重要な一歩です。これは核兵器禁止・廃絶を求めてきた被爆者や世界と日本の運動、諸国政府とその共同の努力の大きな成果です。批准をした50か国の多くが、これまでは国際社会で

は大きな影響力を持っていたわけではない小国であったことは、今、世界が大きく変わりつつあることを示しております。コロナパンデミックによって、全世界では100万人を超える人々が命を奪われ、貧困と格差が拡大し、社会的弱者の間で感染拡大が深刻化しております。核兵器による国家の安全保障から、国民一人ひとりの命と安全、そして、尊厳を最優先する政策への転換が求められております。核兵器禁止条約の発効は、人間の尊厳を最優先する安全保障の大きな第一歩です。日本政府は、唯一の戦争被爆国として世界の努力の先頭に立つべきであります。橋渡しと言いながら、実際にはアメリカの核兵器に依存し続ける態度は、被爆者からも世界からも失望を買っております。日本政府に対して核兵器禁止条約を直ちに署名・批准をするよう要求しなければなりません。広島県内では核兵器禁止条約の意見書を、県も含めて24議会のうち16議会で可決しております。1番目、広島市では国際会議場に下記のような横断幕が掲げてあります。海田町でも日本政府に対して核兵器禁止条約を直ちに批准・発効するよう要求をする意味でも、また被爆者の思いを伝える意味でも、松井市長がテープカットに来られた織田スクエアなどの施設に横断幕を掲げることができないかお伺いをいたします。2番目に、高校生が描いた原爆の絵、基町高校の生徒さんですけども、海田町でも展示をしてはどうでしょうか。これは被爆者の方から、現体験を聞き、何度も協議や相談を重ねながら描かれたものです。若い世代から平和を発信していく絵はビジュアルなので、言葉よりも発信力があると言われております。平和資料記念館の管理だそうですけども、原画の貸出しは要望が非常に多いそうですが、デジタルデータで取り寄せが可能ということです。町の施設でも展示を考えてはどうでしょうか。お尋ねをいたします。

4番目に、シェルター、緊急一時宿泊所、の確保について。年末に向けて、コロナ不況下で倒産、解雇、雇い止めなどで生活苦の人が増えることが予想されます。町としてそのような方を支援するために、広島市で実施をしているようなシェルターが必要ではないかお伺いをいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）岡田議員の質問の2点目については教育委員会から、その他の部分については、私から答弁をいたします。

新庁舎建設予定地の土壌汚染除去の費用負担についての質問でございますが、これまで県と協議を進めてまいりましたが、今後は新庁舎実施計画変更等業務で精査した土壌汚染対策工事の費用の内容を踏まえ、具体的な金額を示して、引き続き、県と協議を進

めてまいります。

次に、核兵器禁止条約の批准のアピールについての御質問でございますが、1点目については、本町においては非核宣言を行い、日本非核宣言自治体協議会及び平和首長会議に加盟し、核兵器廃絶に向けた活動に参加しているところでございます。町独自で横断幕を掲げることは考えておりませんが、機会を捉え、核兵器廃絶に向けたメッセージを発信するとともに、今後も加盟都市と連携し、核兵器禁止条約の批准を含めたアピールを行ってまいります。2点目については、原爆の絵は被爆者が体験した記憶に残る光景を聴き取って描かれたもので、メッセージ性が高く、核兵器廃絶に向けたアピールに効果的と考えますので、展示について前向きに検討をまいります。

次に、シェルターの確保についての質問でございますが、シェルターは緊急的な一時避難の場所として非常に有効であると考えております。本町におきましては、平成30年より広島市と協定を結び、広島市のシェルターを利用できる体制を確保しており、支援が必要な場合には活用することとしております。

それでは、2点目について教育委員会から答弁をいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）岡田議員の質問に答弁いたします。

公立小中学校の学級編成につきましては、国や県の規定に基づいて編成しております。

今後も引き続いて、国、県の動向に注視しながら対応してまいります。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）1点目の庁舎の汚染の費用のことなんですけれども、これには具体的な金額の提示を示して引き続きということなんですけれども、広島も当然、3月には議会があつていうふうなことになるきたら、もう、どう言うんですか、金額の提示、町からの幾ら幾らいうふうな提示もするべきじゃないかと思うんですけど、今、その辺のところはどういうふうな段階になっているんでしょうかね。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）実施設計の変更業務が11月末で終わりましたので、精査をした額を踏まえて、県の方に額の方を提示したいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）私たちが11月のいつだったか、12日だったですかね、交渉に行ったときは、あのときは金額は出とったんですけども、まだ、町からのそういうふうな具体的なも

のがないから、なかなか、協議だけみたいな格好に進んどるような、具体的にどれぐらいの金額だということが提示されないからどうにもならんみたいな感じだったんだけど、その辺のところはどういうふうな、どう言うんですかね、やっぱり、そうは言うても3月には予算要求みたいなのが出るんでしょうから、今の時期いうんか、今でもちょっと遅いような気がするんだけど。広島県がものすごく予算規模も大きいですからね。この辺はどういうふうになつとるんかという、もう一度お願いいたします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）汚染対策費用に係る総額につきましては、議員の皆様方にも特別委員会で御説明をいたしました。その総額については、県にもお伝えをしております。そのうち、どの程度、県の方をお願いをするかということについては、実施設計の変更業務で、一応、11月末に精査の方がつきましたので、その額でもって、正式に県の方に提示をしたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）この問題ずっと前から、以前からね、分かっとして、その費用負担いうんか、いうふうなのは、かなり以前からどういうふうになるんかいうふうなことだったので、これが何かこう、11月の終わりぐらいに出て、今からいうふうな、何か遅いような気がするんですけどもね。もうあと、1、2月ぐらいしかない、12月、1、2月ぐらいしかない、その中で折衝いうことになったら、かなり難しい、どう言うん、日程的にもいろいろな無理があるような気がするんだけど、もうちょっとどう言うんかね、早くいうんか、言い方は悪いんだけど、海田町に有利になるような方法、やり方いうんかがあったんだと思うんだけど、その辺のところをどういうふうな考えなのかいうのをもう一度お伺いしたいんですけども。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）県との協議におきましては、事務レベルではございますけれども、額がない中で協議の方を進めてまいりました。実施設計の変更業務で汚染対策費用の精査ができましたので、具体的なものが今後は提示ができるかと思えます。県との協議を、提示をして協議をするとなると、やはり、その協議の時間もある程度かかるというふうに想定をしておりますので、双方の都合がつくような日程をちゃんと調整をして、額も提示しながら協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）県の方もそんなに、予算のことですから、いろいろ話、すぐいうわけにいかんのでしょうかね、早い時期に提示をして、やっぱりこうある程度、今言われたように期間が必要なんかもしれないからね。その辺のところはね、やっぱり、計画的にやってほしいと思います。

それとあと、少人数学級のことなんですけど、こういうふうなことになると思うんですけど、今の、例えば、海田南小学校が一番厳しい状況で、今、6年生と5年生は同じ人数、ちょっとクラスのホームページを見たら、6年生か何か、2学年は同じ人数だったような気がしたんですけれども、6年生と5年生か。ちょっとその辺、104人か何かいうて書いてあったと思うんですけれども、3クラスで。どうなっているかちょっとお願いいたします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）海田南小学校の5、6年生の人数、それから学級割というところでございますが、現在、学級の再編成を行ったのが6年生のみでございます。基準としましては、35人というところを超える学年について検討したというところが再編成するところの理由でございます。6年生としたところにつき、ほぼ人数は一緒で、35人を超える三十七、八の学級構成となっておるのは、5、6年生、同じでございます。6年生を再編成した理由としましては、一つ、現在、6年生が使っている第2棟というか、1個離れた棟を使っておるんですけれども、通常の第1号棟のところよりも若干教室が狭いです。というところで、平米数のところでいくと、1人当たりの人数がやはり6年生がちょっと厳しい、また体格的にもいいというところで、6年生を最優先して再編成4学級にしたというところが現状でございます。また、5年生につきましては、人数がやはり近い部分はございますが、一番多いクラスにつきましては、学級の広さが大きい特別教室の方へ、1学級移して、できるだけ密を避けるような工夫ということで、学級の再編成というところはちょっと先生の数上、ちょっと難しかったので教室を変えるというところに対応しているところでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）教室を変えるという対応で、今の6年生と5年生は、あれ見たら、114名になっとなったんじゃないけれども、多分、同じ人数だと思うんだけど、それで、教室を大きくしたいいうても、そんなに、極端に言うたら、1.5倍のような広さじゃないと思うんですよね。だから、やっぱり、ある程度、そこで1年間授業を受けるというふうなん

はちょっとこう今の状況の中で無理があるような気がするんですよね。だから、やっぱり町でなかなか単独というのは難しいかもしれんけども、県もこの前のこの議員団との交渉の中で、こういう問題は全国どこの自治体もそうなんですけど、出るんですけども、なかなか予算的なものがないということなんだけど、片一方では予算がないと言いながら、あそこの叡智学園のような、ものすごくお金をかけるようなことをすると。片一方では、先生の加配も予算がないというふうな状況の中で、やっぱり、国としても、今、文部科学大臣が来年度から少人数学級いうんか、35人学級いうんか、そういうふうなものを検討していくというふうなことを表明されておるんだけど、こういうふうな中で、やっぱりこう、多分、一気になるようなことはないんだろうけども、段階的になっていくんでしょうけども、そのようなところの、どう言うんですかね、要望いうんか県に対してね、県や国に対しての。そういうふうなのをしていかんと、なかなか、多分このコロナの問題は、来年から解決しますよというふうなもんじゃないと思うんだけど、その辺のところは町の教育委員会として、先生の加配の要望いうんか、どのようにされるんでしょかね。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）要望とまではいきませんが、教育長会等でいつも議論になっていまして、これは教育長の代表とか県教委の代表での会議とかありますので、そういうときには議論になっているのは確かです。要望とまではいいません。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）実際の問題として、議論は、それは当然こんな状況ですから、議論になるのは当たり前だと思うんだけど、やはり要望として、実際に加配をすとか、あるいは広島と大分と熊本以外はみんなそれぞれの自治体である程度の加配をしとるわけなんですね、国の基準以上にね。だから、そういうふうなことをしないと、例えば海田町にしても、そんなに教員数がようけ要るわけ、増える、今の何とか改善するだけでもそんなようけ教員の数が必要じゃないと思うんですけども、やっぱりそういうふうなところを改善していかんやいけんのんじゃないかと思うんですけども、その辺のところはどうなんでしょうかね。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）学級編成というのは変遷があったんですけども、これまでも。今のコロナ禍においても、また、昨今の子どもたちの状況を見ても、今の人数が適正かどうかとい

うのは、今後、検討されるんだろうと思うんですけども、いずれにしましても、国や県の基準に従ってやるのが本来の姿だと思いますので、それに従っていきたいと思います。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）教育長は国や県の基準と言われるんだけど、国や県の基準が低いから、みんなほかの県や自治体で独自にそういうふうな加配の制度いうんか、加配をしておるわけなんですから、その辺のところをもうちょっとほかの県とかを参考にして、やはり、そういうふうな先生の加配とか人数にしてもちょっと参考にしながら、いろいろと前に進むようにね、少人数学級にするように努力をしてもらいたいんですけどね、その辺の国や県の基準以上のものを、ほかの県はほとんど県や自治体、市町村でしとるんだけど、その辺のところの教育長の、どう言うんですかね、やっていくんだというふうな決意みたいな何かあるんでしょうかね。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）決意はないんですけども、いずれにしましても、県費負担教職員で公立小中学校は運営されているということです。そうして、人を担保しとるということを考えると、総合的に判断されて、県教委も動かれていますので、それを注視していくということです。当然、今の40人が適正かどうかというのには、疑問というか、多少問題はあるんじゃないかというのはあります。でも、それがどれだけ、じゃあ、39人がいいのか38人がいいのか35人がいいのか、今後どうするかというのは、今後の流れを注視していきたいと思います。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）今から、35人学級、30人学級というふうな流れは当然そういうふうになっていきますからね。やはり、そういうふうなところを注目しながら、やっぱりこういうふうな、少しでも密にならないような学校、学年編制になるようお願いをいたします。

それと、横断幕の件なんですけれども、やらないというふうなことなんですけれども、広島市があそこの国際会議場か、あそこにあれを出したときに、結構、テレビやなんかでも報道したんですけども、やっぱり海田町もせつかく松井市長がね、織田スクエアに来られて、テープカットもされたんですからね。あそこの2階か3階のところにね、横断幕を貼るだけでもかなりの効果いうんかがあると思うんですけども、そういうことがなぜできないのかいう、例えば、拡大コピーでピーっとやるだけですからね、ものすごいお金がかかるものでも何でもないと思うんですけども、その辺の部分、なぜやらない

のかいうのをもう一度お願いいたします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）核兵器禁止条約に関する取組につきましては、早期締結を求める署名をしまして、平和首長会議を通して国に要請してきておる経緯がございます。条約に関しましては平和首長会議ですとか日本非核宣言自治体協議会といった団体と共同しながら、大きな取組の中で発信してまいりたいと考えております。したがいまして、横断幕というところまでは考えておりませんが、例えば、御質問にありました原爆の絵を展示する際に、その会場において条約の関係ですとか核兵器廃絶に向けたメッセージを表示していくといったようなことについて、併せて検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）なかなか、ちょっとやってもらえんと思うんですけど、なるべく努力をお願いいたします。それと、原爆の高校生の絵の展示なんですけれども、これは原画はもちろん1枚しかないんですけども、かなり大きなサイズで、これ、全国から何か問合せがあつて、なかなか原画の展示は難しいということで、今のこのデータを取り寄せいうことなんですけども、教育委員会も含めてこの絵を見られたことがありますか。原爆資料館の下に、地下のところに展示してあるんですけれども、あれでない、高校生の書いたでっかいやつですよ、大きな。あれ、見られたことはありますか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）よく存じ上げております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）あれを見て、あの絵に体験をされた人のコメントと、その下に書いた人のコメント、それぞれこう載つとるいうんか、載るようになってるんですけれども、あの絵は130枚ぐらいあるらしいんですけれども、あの絵を実際に見たら、現体験でなしに追体験の絵なので、かなりのいろいろな角度からものすごくこう考えて書かれた、全部が考えて書かれた絵なので、是非ともああいうふうな絵を展示してもらいたい。多くの町民の方にこの原爆の悲惨さを見てほしいというふうな感じがあるんです。それと、この前、署名運動しとって、あの絵とは違う絵なんですけども、絵を展示して署名しておったんですけども、中学生か高校生ぐらいかな、女の子が前を通って、キャー、怖い言うて、走っていったんですけども、やっぱり、確かにあの絵はちょっと恐ろしいいうんか、怖い

いうふうなところがあるんですね。そういうふうなのを、現実はどうだったんだというふうなのを知らせて、ただ怖いから展示はちょっとやめとこうかなじゃなくて、実際にこういうふうなことが起こったわけですから、この広島でね。だから、そういうふうなものも含めて、是非ともね、この展示をお願いいたします。

あと、一時避難場所のシェルターのことなんですけども、非常に広島市と提携をしないとということで、私は特にこの年末にそういうふうな今のコロナで失業の方も多いと、いろんな相談があるということで、海田町でもこの前のリーマンショックのときのような、ああいうふうな、どっかを開けると、開設をするというふうなことも含めてお願いをしたんだけど、この広島の一時避難場所というのは19か所ですかね、何かあれぐらい、ホテルとかワンルームを借りてやっとならけども、常に満杯状態いうんか。極端に言うたら、予約がいつて、すぐ、例えば今日言って今日入れますよとか、二、三日前に言って入れますよというふうな状況じゃないそうなんですよね。かなり満杯でなかなか厳しい、どう言うん、そこでちょっとでも生活するいうんか、厳しいような状況なので、やはり町としても何らかのどっかの施設を、特に今年は年末年始いうんか、これが分散をして、1週間とか2週間とか分散をしてやってくれというふうなことを政府が言っとならみたいので、1週間かそこらぐらいの休暇じゃないみたいなんだけど、やっぱりその辺のところ、例えば、福祉センターであるとか、どこかそういうふうなところを開けとく必要いうんか、連絡が取れるような体制を取っとかにやいけんのんじゃないかないうふうな思いで、これ、質問させてもらったんですけども、その辺のところはどういうふうなお考えなんですかね。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）生活苦の方のためのシェルターということで、今年は特にコロナで、今年の年末から来年にかけて御心配な御家庭や、個人の方がおられるかというふうには予想しております。海田町といたしましては、広島市と契約させていただいておりますので、この対応を取っていきたいと思っております。ですが、やはり、議員さん、言っていたように、年末にかけて、不安はとても募るということも予想されておりますが、海田町といたしましては、土日ですとか連休中でありましても、職員の方が連絡取れる体制を取っております。今年につきましても、しっかりとその体制を整えまして、相談できる体制は整えてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）特に、広島市にお願い、広島市の反貧困ネットワークとかそういうふうなところがやっとなるんだけど、予約についてというふうなことであるんだけど、ほとんど満室状態なので、当日連絡いただいても多くの場合、利用できないことがありますというふうなことなので、特に広島市はそれだけでなくも多いということで、特に年末になったら、そういうふうな方が増えるということで、海田町からの希望を言っても、なかなかここに入れないんじゃないかというふうなことが予想されるので、やはり、海田町としても町独自の何かどこかそういうふうな施設いうんか、ちょっとこう、一時的にでも開設いうんかをしていかにゃいけないんじゃないかと思うんですけども、ある程度、連絡だけじゃなくて、そういうふうな宿泊ができるようなとかいうふうなことを考えていかにゃいけないんじゃないかと思うんですけども、その辺のところ、もう一度、そういうふうなこと、町としてそういうふうな施設を使ってできるようなことを考えるべきじゃないかと思うんですけども、その辺のところお願いいたします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）現状におきましても、広島市とも連携を取らせていただいております。現在、直近でも空室が複数あるというふうにも伺っておりますので、年末にかけましても、しっかりと広島市の方と空室状況を確認しながら、また、御相談があった場合には、体調によっては医療機関につなぐ場合もございます。その方々の御状況を確認しながら、広島市と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）この前、ちょっと伺ったんですけど、府中町なんかも同じような格好ということになると、やはり、そこに集中をしていくいうんか、それだけでなくも満杯状態なんで集中をしていく、なかなか利用が難しいというふうな状況になると思うので、それが需要がなかったら、それはそれに越したことはないんだけど、やっぱりこういうふうな状況ですから、ある程度のところは、最低限のところはやっておかにゃいけないんじゃないかと思うんですけども、だから、是非とも、海田町でもこういうふうないろんな施設、そして最低限でも連絡いうんか、連絡ができるような体制いうんか、を作ってもらいたいというふうに思います。リーマンのときも、あのときはそんなに、開設はしたけども、そんなに、何人かしか来れなかったというんですけども、今の状況はリーマン以上のものがあるというふうに言われておりますからね。是非とも、こういうふうなことを、極端に言うたら、命に関わるようなことなので、よろしく願いをいたします。以

上で終わります。

○議長（桑原）説明員の入替えのため、暫時休憩します。再開は10時5分。

~~~~~○~~~~~

午前 9時55分 休憩

午前10時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。9番、宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。まず、庁舎移転関連について質問します。広島県の合同庁舎跡地を新庁舎予定地として取得し、その契約の経過については、既に9月定例会で質問したところでありますが、結果として町費を投入しなければならなかった責任はどうするのでしょうか。

次に、海田東小学校の学校敷地について質問します。この度、県道矢野海田線の地下道から町民センターの間に歩道が新設されることになりました。しかし、この歩道の反対側の学校敷地につきましては、当時、安芸農協の金融の建物があり、敷地境界が道路に飛び出したような形になっていました。道路幅員を確保するために、一時的に学校側に道路を振って、学校敷地に道路を拡幅しております。道路が完成されたときには元に戻す約束になっておりました。今回、歩道も整備されることから、敷地を回復するべきではないでしょうか。また、学校敷地内のグラウンド内を駐車場にしているケースがまま見られます。子どもたちが休憩時間や昼休みに車を傷付けるようなことにならないか心配です。教育委員会としてはどのように対応しているのでしょうか。

最後に、小学校の基準服などの変更について質問します。小学校の基準服などの変更について、教育委員会としては、学校に対して情報の共有や指導はどのようにしているのでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）宗像議員の質問の2点目と3点目については教育委員会から、1点目については私から答弁いたします。

庁舎移転関連についての質問でございますが、元広島県海田庁舎跡地の取得につきましては、一定の確認の上、契約手続きを進めましたが、結果として、追加費用が生じ、スケジュールの遅延が発生したことについては申し訳なく感じております。現在、県と

の費用負担協議を進めており、一日も早い庁舎移転に向けて鋭意取り組んでまいります。

それでは、２点目と３点目については、教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）宗像議員の質問に答弁いたします。

学校敷地の回復についての質問でございますが、学校側への道路拡幅工事が行われて以降、現在までの間、教育活動への支障は少ないものと認識しております。したがって、回復のためのフェンス撤去等の工事費用を考慮しますと、現状を維持管理することが適当と考えますので、教育委員会としましては、現段階で早急に敷地の回復を求める考えはございません。次に、グラウンドの駐車場利用についてでございますが、現在、グラウンドには教職員の通勤用自動車、自家用車３台が駐車しております。通勤用自家用車の自動車の駐車場所につきましては、学校長が空きスペース等、学校敷地の状況、他の自動車の駐車状況、児童の安全上問題がなく、教育に支障が生じないところなど、学校敷地全体の状況を踏まえまして、個々に承認して駐車させることとしております。学校では児童による事故が起きないように、学級指導を定期的に行うとともに、遊び方やグラウンド使用のルールを徹底するようにしております。休憩時間には教員による見守りを組織的に進め、防犯カメラを活用して児童の様子を把握するなど、事故防止に努めているところでございます。

次に、小学校の基準服などの変更等についての質問でございますが、学校における基準服につきましては、実用性や児童のニーズ、保護者の考え方や地域の状況等を踏まえまして、各学校と町教育委員会、ＰＴＡが協議して選定しております。また、小学校において、児童やその保護者から相談を受けた場合には、長ズボンを着用するなど配慮が行われてきているところでございます。町教育委員会といたしましては、今後とも、こうした一人ひとりへのきめ細かい配慮を行えるよう、改めて各学校を指導してまいります。

○議長（桑原）宗像議員。

○９番（宗像）まず、学校のグラウンドに車を駐車する件についてでございます。教育委員会として、学校のグラウンドに車を乗り入れることについて全体的に認めているんですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）学校のグラウンドへの駐車につきましては、以前、この場でも一般質問を受けさせていただいて、学校の敷地への駐車場の乗り入れについては、原則、禁

止というところで対応をさせていただいたところでございます。平成30年から現在のところに至るところで、教職員数の増による車も当然通勤等で増というところになっております。現状の海田東小学校の敷地内で、グラウンドを除いた部分に職員の駐車場として確保するという部分が非常に厳しい状況でございます。現状としまして、一番時間の短い職員でありますとか、それから曜日の、他の学校と兼職をしている関係で、曜日が、毎日訪れないような職員につきまして、時間の短い、できるだけ短い範囲の中で駐車を校長が許しているという状況でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）私、そんなこと聞いてないですよ。認めとるか認めたのか、教育委員会としてどうなんですかとしかお聞きしてないですよ。それ以外の質問をお聞きしましたか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）認めざるを得ない、認めています。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）認めとるか認めない、原則、認めとるんですかの原則を聞いたんですよ。

原則だと、さっき学校教育課長が言ったことに間違いはないんですね。どうなんですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）原則としては、認めていないのが現状でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）その中で、今、付け加えられたので、その関連して質問しますけれども、現状を見たことがありますか。昼休み、子どもたちが遊んどるときに、車がどうなっているか見たことがありますか。

○議長（桑原）教育長。

○9番（宗像）まだ、質問終わってないですよ。

○議長（桑原）待って、待って、続けてください。

○9番（宗像）失礼ですね。いや、実際、見たことがありますか。そばで子どもたちがボール遊びをしたりしてるんですよ。じゃ、学校に止めるのは学校に止めるでいいですよ。グラウンド止めるなら止めるでいいですよ。それならば、子どもたちが十分に体を動かせるような体制を取ってやるべきじゃないんですか。僕は、原則は原則としていいですよ。それなりに理由があって止めるのも仕方がないですよ。それならば、当然、フェンスを、防球フェンスなんかがあるわけですよ。そういうものをきちんとした格好で子どもたち

に万が一がないような状態、結果的に子どもがけがするんじゃないくて、車が傷付くんですよね。その場合、誰が責任を持つんですか。その2点、しっかりと説明してください。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）現状の把握というところでございますが、実際に現場を見て確認をしたこともございます。学校の中では子どもたちに対しまして、例えば、駐車場として利用している部分についてボール等の使用については禁止をするであるとか、それから、遊びの内容を考える等の工夫により、駐車場として使っているスペースにつきましては、できるだけ遊びの中で車に傷が付かないような配慮をしております。子どもたちが思い切り遊べない状況にあるということにつきましては、当然、御指摘のと通りの部分がございますけども、校内の敷地の中での工夫というところで対応しているところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）最後に言った、僕は止めるなどは、だから、やむを得ないなら止めざるを得ないんなら、得ないような対応、子どもに負担をかけるのではなくて、使う側に負担をさすべきじゃないんですか。だから、防球フェンスがあれば防球フェンスを前に置くとか、当然にそういうことをするんが教育委員会の指導であり、学校長の責任じゃないんですか。区画を区切るとか、そこへ車が止めやすいようにフェンスをするとか、仮にね。それが原則の段階を崩す場合の大原則じゃないんですか。それを怠っているんじゃないですかと。実際、昼休み、子どもたちがあっこを走り回るのを、ほんまに見たんですか、昼休み。見ていると思いませんよ。車のそばまで走り回っていますよ。ならば、そういう影響のない部分を探して、それに対して止めやすいような形、子どもたちがそれらに迷惑がかからない、もしやるのであれば当然そうすべきだと思うんですが、その辺についてはどうですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）見てないことはないのですが、怠ってもないんですけど、今、フェンスとか、またもう1回、場所をよく考慮して対応したいと思います。以上です。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）子どもたちが十分にね、それはやっぱりやるような形でやっていただきたいのと、もう一つは、同じく教育委員会の管理ですぐ近くに公民館の駐車場がありますよね。公民館の駐車場については教育委員会の管理だと思っていますけれども、そうい

うところを活用する手もあるんじゃないですか。それだけ、先ほど学校教育課長がおっしゃったように、時間が短いんであったり、曜日が少ないんであれば、そういうものも活用しながらやるべきだと思いますが、それらについても検討してみる気はありますか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）私どもが気がつかないところに、今、いいアイデアをいただきましたんで検討します。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）次に、基準服や何かの変更の問題です。これは教育長も学校教育課長も御存じのとおり、海田東小学校である部分が変わりましたよ。御存じですか。それと、基準服の基準ってなんですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）まず、変更があったことにつきましては、名札の着用について、昨年度までと変更があったということを確認しております。それから基準という言葉でございますが、中学校におきましては、制服という言葉で統一をしております。あくまでも各学校ごとに定めた基準となる服というところでございますので、先ほどもありました校則等で、服装等について明記をしたりというところではなく、保護者の方、子どもたちが活用的で過ごしやすいというところを目途として定めたものが基準服でございます。状況によりましては、やはり先ほどもありましたズボン等の着用も含めて、認めているところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）基準服そのものというのは、私が学校、PTAの関係を作るときに、よく校長や教育委員会で言われたんですが、あくまで基準であって制服ではありません。だから、極端なことを言えば、それ以外の服を着ても、制限をかけることができないというふうにお聞きしております。そのことが直接今関係ないんですが、名札を変えられるときに、PTAの中での意見を、本当に確認されたんかどうか。教育委員会としては認識されていますか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）申し訳ございません。今回の名札の変更につきましては、今年度に入って把握をしている状況でございます。ただ、学校といたしましては、PTA執行部等と10月ぐらいから対応しているということの部分については確認をしております。

その上で12月に入りまして、来年度から名札の色等の変更を行うという旨の校長名での保護者への通知を出しているという部分がございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）現実に意見を聞いたというふうに認識されていると言いましたが、これについて異議が何か所か出ているのは御存じないんですか。確認はされてないんですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）PTAの執行部について意見を問うて、同意を求めたというところで、いろいろな学校に対して名札を変更することについて意見が述べられているというところについては把握をしておりません。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）この名札の交換について、変わったことについて、まず1点、元の名札というのは登校時に名札をひっくり返すことができた。親によっては名前を見せたくないというので、登校時、ひっくり返すことがあるのがすごく有効的だというふうに理解されている。もう1点は毎年名札を変えなくて良かった。極端に言えば親の工夫ですけども、クラスが変われば、2年になれば1を加えたりして工夫してまた使われていた。これが使えなくなった。毎年買いなさい。去年、間に合わなかったので、多分、学校が用意したんか教育委員会が用意したんか、ちょっと分かりませんが、用意されたんだと。今の名札、わざわざ外さんと裏返しにできない。これについてPTAから何とかありませんかというのが出たんですが、その辺について、学校長はやりますと言い切ってしまう。どこがPTAの意見を聞きたいというのがあるんですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）名札の変更による利便性の部分の価値観の違いというか、求めている部分については相違があったというふうに確認は取れております。ただ、先ほどの議員がおっしゃいました具体的なものについては、ちょっと申し訳ないんですが、把握をしておりません。今回の名札の変更につきましては、例えば、継続的に他学年でも使用できるという部分につきましては、学校側の意見としましては、例えば学年であるとかクラスをあえて記入しない状態で名札を着用しているというふうなところも見られております。大規模な学校であれば、例えば、担任を持っていれば名前等の把握は可能ですけども、管理職又は授業に直接関わっていない先生方がその子個人の名前であったり、学年であったりを把握する場合に非常に難しさがあるというところの不便性の部分

がございました。今回は学年ごとに色を変えているというところがございますので、学年の把握は、少なくとも色を見ればはっきりする。それによって個別の対応が、場合によっては可能になるというところの利便性が向上しております。毎年、買い替えるということにつきましては、確かに保護者の負担になりますけども、数百円というところの負担をお願いして、それによって学校の生徒指導上の問題であったり、児童の把握であったりというところが利便性上向上するのであれば、その部分も理解していただく部分ではないかというふうに考えております。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）今のに付け加えますと、東小学校の生徒指導上の問題がありまして、私はこれを後から聞いたわけですけど、少々一言、名札を変更しようと思うんだというのがあっても良かったと、これは指導します。ただ聞いたときに、非常に適切な対応だと思いました。なぜかと申しますと、子どもたちにこんな状況があるんです。学校行きます、チャイムを守らない。私が行きました、君ら何年生、5年生じゃにから、4年生じゃいうて答えるんです。こんなことが放っとかれていいんでしょうか。いわゆる自分が何年生で、どこどこの誰々でということのを隠すんです。五百数名います。担任が、各先生が皆覚えていくのはちょっと至難の業です。何年生かぐらい分かると思いますけど。そういったことを考えたときに、名札を進級の喜びと、その上がった誇りと、それらを考えたときに、110円の名札を替えることがそんなに無用だと思いません。非常に有効な方法だと思いますので、これは私は手続きというか、我々に報告ということについては、これは指導しますけども、決して手順が間違っていたとか、これが有効ではないとは思っていません。ただ、議員おっしゃるように、恐らく校外で名札を示すことがいろんな防犯上課題があるというのもよう重々承知しております。そこらはもう1回、校長と相談して、協議して、どういう取扱いをするのか。他校ではそれをきちっとやっているケースもありますので、そこは指導してまいりたいと思っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）ちょっと待ってください。理由は分かりましたし、教育長の説明も分かりますけどね、私が質問したのは、そういうことが耳に入っているんですかと質問したんですよ。メリットを聞いたわけじゃないんですよ。質問に対しての答弁はどうなんですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）個々、どういう協議が行われたかという報告は受けておりません。ただ、その少人数がどれぐらいの程度の、アンケートを取ったわけでもありませんので、それがどうだったかと、私は校長のそれはビジョンの一つと考えていいんじゃないかと思っています。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）質問以外で答弁していただいたんでね、それに絡んで、また併せてやりますけども、確かにデメリットがあるのは私も認めます。しかし、PTAの中で出た問題の一つの案件というのは、名札を持ち上げられませんか、持ち上がったらなぜまずいんですか。それに対して、校長はそれは駄目だと、パチンとはねて通してしまった。それはいいんですか。それ、話合いなんですか。だから、そういうことに関して教育委員会としてどういう、私は教育長のおっしゃられるようなメリットについては十分認めますし、それが悪い言うんじゃないです。ならば、多少はそれに対して反応を示してあげて、それに対してきちんとお互いゆっくり話してやるべき話じゃないんですかと、そういう指導はされてないんですかということを知っているんです。どうなんでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）多くの保護者の意見を聞いて、適切な判断をしていくというのは校長としてとても大事なことだと思いますので、今のお言葉を借りますと、ぴしゃっとやったいというのは、そういうふうに印象を受けたということで、これは校長指導をしてまいります。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）実際に役員会でもこういう意見は出ております。その辺に対して、全然、はいじゃから、もうやりますって終わってしまったらしいです。これ、直接、僕がおったわけではないんで分かりませんが、やっぱりそういう意見があれば、当然メリットを説明しながら、片方で自分が引かなきゃいけないところは引きながらやっていくのが僕は筋だと思います。そういうことをきちんと教育委員会、学校を責めるんじゃなくて、私は教育委員会でそういうものをきちんと指導していくべきじゃないんかと思っておりますので、しっかりとやっていただきたいと。

次に、学校敷地の問題です。これについて、こういうことがあったというのは御存じなんでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）この度、歩道を付けることにより、学校敷地の幅員の状況を戻すということにつきましては、申し訳ありませんが、把握をしておりました。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）本来であれば、財産台帳、土地が減っているわけですから、財産台帳にいつ土地がどういうふう減ったかいうのを記録して、財産台帳を減していくべき案件ですよね。そういう記録はなされてないというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）学校施設台帳というものにつきまして、平米数等の記載をして、毎年更新をして提出をしているところでございます。現状の段階で提出する段階での増減というところにつきましては、確認をした上で提出をするところでございますが、数年の部分につきまして確認ができておりませんでした。その部分について、当該年度が減ったということの確認が漏れていたことにつきましては、記載の漏れというか認識がなかったということでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）一番、大元の財政の関係、財産管理をするのは最終的には財政課ですね。財政課としてはそれは認識があったんですか。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）そのような認識はございませんでした。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）当然に台帳に記載もないんですね。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）台帳の記載の有無についても確認できておりません。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）今、たちまち影響ないいうので、それは戻すことは別にしても、将来、体育館建替えなんかのときには、どうしてもあれはグラウンドを元に戻す必要がありますよね。そういうときには検討する余地がありますか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）仮定の話なので、どうなるか分かりませんが、そのときには当然、そこらのことも調整しながらだとは思いますが。広さとか、スペースをどう使うかということだと思いますので、検討まではいきませんが、調整は当然あり得るんじゃない

かと思っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）もう一つ、今、東小の、というのは、外来者が車で行ったときに、全く車を置く場所がない。逆に今のフェンスを戻すことによって、外側に駐車場を造ることができますよね。一部こういうふうにはこましたりすることによって。それと、もう1点、これ道路の形態上ですが、建設部長、あっこがひん曲がっているというのは、道路通行上、ようないんじゃないんですか。よくあそこへ、学校に来た人が車を止めて、あそこへ、駐車場のたまり場になつとる可能性が結構あるんですが、その辺についてはどう理解されてるんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）道路交通上は、あそこ、恐らく外側線が引いてありますので、車の円滑な通行には支障がないと考えております。ただ、言われるように、外側線と敷地の間に少し余裕がありますので、言われたような御指摘な状態は発生するという具合に考えております。それについては、今後、短時間の駐車は別にしましても、長時間の駐車等については、現場を見るときに適切に対応はさせていただきます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）たちまちしないというなら、しないでいいですが、一つの考え方として、直すときに合わせてね、駐車場を造る手もございます。それも踏まえて、しっかり、それと御理解願いたいのは、学校敷地がそれでなくても海田東小学校は少ないところです。1人あたりの、生徒1人当たりの平米数が。確か一番少ないと私は記憶しておりますけれども、その辺も踏まえれば、僅かあっこ広げるだけで2平米3平米しか広がりませんが、それでもやっぱり0.何平米ぐらい、1人あたりに増えていくわけです。その辺も踏まえて、また将来の体育館の建替え、体育館を建てたときにグラウンドが少しでも広く使えるような形、建て替えるときにはもっと別の場所になると思いますので、その辺も踏まえたら、今、たちまちにしろとは言いませんが、その辺は反対側に歩道もできて通行もできるようになった関係上、やっぱり検討すべきだと思いますので、しっかりとそれはやっていただきたいです。

それから、最後に新庁舎の問題です。これ、前回から私がずっと言っている、これ、今回僕の質問にとって一番大事なことなんですが、ほかの質問、大事じゃないことはないんですが、これは特に僕、ちょっと気にはかかっている案件なので、最後にさせても

らってゆっくり聞かせてもらうことにしました。私、この庁舎問題でこういう問題が起こった責任の取り方の第1番というのは、勇み足があったことを素直に認めると同時に、もう一つはこれから補償金を請求する経過をしっかりと議会、町民に対して説明をすることがまず第1番目の条件だと思うんですよ。2番目はしっかりと補償金を持ってくる、もらってくる。最後に3番目は、その責任の所在を明確にする。この三つが大きな柱だと思います。特に、三つ目の責任の所在をはっきりする場合は、最終的にどの程度町税を使わなきゃいけなくなった時点で判断されてもいいと思う。今しろとは言いません。2番目に言った、補償金を精いっぱい頑張ってきますというのは、前回、副町長が渋々おっしゃっていただきました。同じ質問、何回繰り返しても答弁できなかったのが最後の最後におっしゃっていただきました。ところが、1番目は漏れています。その辺についてどうお考えですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）県との協議でございますけれども、これまでの経緯の方から説明をさせていただきますと、覚書は締結はいたしました、その解釈に相違があり、平行線の議論が続いた状況でございました。こういう状況ではございますが、新庁舎整備を進めるために県と協議もし、議会からも附帯決議もありました。県にも負担をお願いしながら交渉を行いまして、できるだけ早く新庁舎整備に着手できるように取り組んでいきたいと考えております。結果的に、町の負担がどの程度になったかとかいったことについては、県との協議が取りまとまりましたら、また議会にも報告をさせていただきたいと考えておりますが、まずは県の方と協議の方を進めて、できるだけ早く庁舎建設に着手できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）擦れ違い答弁、得意なところみたいなんですが、では、これ、実際の話して、当初の段階で弁護士からそういう話があったときに、例えば、その専門委員会を立ち上げるとか、どうすればいいとか、そういうことは全く、これ考えられてないみたいなんですよ。本来であれば、教育委員会でもそうですし、どこの部署でもそうですが、必ず何かやろうとすれば必ず協議会なり委員会を立ち上げるんじゃないんですか。当初、それらも行っていればこういう問題もほとんどなかったんじゃないかと、私は思ってるんですが、今後、こういうものをやるときに、必ずそういう専門委員会なんかを設けて、きちんとそれらの意見を求めるような形をすべきじゃないのかなと、一つ思う

んですが、そうは言っても、現実、町税を突っ込まなきゃならなくなったのはこれは事実ですよ。じゃ、それをどうするか。真っ先に、先ほど申しましたように、それ以上にまたそれをチェックする事務方、町長は政治家ですからトップがやると決めたらやる方向で動かれるんでしょうが、事務方のチェック機能がなかったことも事実ですよ。結果的に、土壌調査するのに約3か月ぐらい、実際にはもっとやったんでもうちょい掛かりましたが、3か月遅れて契約しても、結果一緒だったですよ。結果が分かってから契約しても良かったわけですね、覚書交わすぐらいやったら。先にやってください、やった結果で契約しましょうでも良かったわけですね。それに対して、それをさせた、我々議会の方にも焦らせた問題は確かにあると思います。しかしながら、執行部の方、ちょっと勇み足があったのは事実ですね。

○議長（桑原）宗像議員、議長の方から、マイクが拾えてないので、声が、もう少し近くでお願いします。企画部長。

○企画部長（鶴岡）結果的に、追加の費用負担も発生し、新庁舎整備も遅延いたしましたので、今回の進め方については、大いに反省すべき点はあったかと思います。まずは、庁舎建設の方、できるだけ早く着手をいたしまして、その辺も踏まえて、協議の検討の方をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）私も庁舎の建設については反対でないし、進めるべきだと思います。そのために、今回の補正予算を出されているについては、あえて私の方からどうこう言いませんけども、ただ、先ほど申し上げた勇み足があった事実について、きちんとこれ、申し訳ない、町長の方から一言、そのことを認めていただきたい。これは政治家としてトップとしてもやっぱり責任があると思います。それはできないでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）最初の第1答弁の中でも申し上げておりますが、まず、責任と、それと説明責任と補償金等のしっかり担保という三つの課題を投げかけていただいたということでございます。その中の責任という話の中では、やはり結果的に追加負担が生じてきた、これも事実ですし、スケジュールも遅れてきた。これに対しては非常に申し訳なく感じているところがまず1点。それと、今回の土壌汚染に関して、県との協議を今進めてきているわけなんです、それにおいて、県の方からもしっかりと真剣に取り組んでいただいている姿勢等を踏まえて、今後もしっかり頑張っていきたいということ

が2点目。それともう一つは、3点目、この庁舎が耐震診断の結果、あまりいい結果になってきておりません。また、バリアフリーの考え方からすると、エレベーター等もございません。そういったところのことを総合的に判断したときに、やっぱりしっかりとこの問題に関しては取り組んでいくということで、早急にそれを進めるために、今、鋭意努力してきておりますし、今回の方向性の中に予算計上もさせていただいているというところでございます。繰返しになりますが、最初の責任という話におきましては、追加費用、それから、スケジュールが少し遅延してきたということに関しては、大変申し訳なく感じているところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）私もこの庁舎の問題もあって、早く庁舎を建てるべきだという考えについては同じ意見でございます。ですが、町長、一言でいいですから、しょっぱなに議会側も焦らせたせいもありますが、執行部としても事務方の方もそういう勇み足も部分的にあったことを認めているというわけにいきませんか。

○議長（桑原）設備が古いので、声が聴き取りにくいということもありますから、もう少し。

○9番（宗像）もう一遍言います。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）さっきのを取り消してくださいね。確かに、私自身もこの庁舎の問題、それから、この議場の問題、いろんな問題の中で早く庁舎を建てたいという思いは一緒でございます。そうした中で、この土壤汚染の問題については、余分な問題になってしまった。それに対して、実際には調査が終わった後、契約すればいいのに、先にやらせた、これは議会もやらせたせいもあります。それは私も認めます。だから、そういう中で、執行部の方も勇み足が少しあったのではないかと、私さっき指摘したんですが、そういう部分があったということをお認めになることはできませんかとお聞きしたんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）議会の方にもいろんな形で特別委員会等含めて議論をしていただいた過程の中に、早く庁舎を移転しないといけない、こういった点は議会の方の協力を得て、我々もそれを酌んで、しっかり進めてきております。そういった中に、昨年の流れが少しずれてきたということに関しては、我々も早く進めようというその気持ちがそういった形

に現われたというふうに感じておりますので、それは責任を非常に重く受け止めております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）ある程度、おっしゃっていただけましたので、私はそれ以上申しませんけれども、しっかりと、今後はそういうことのないよう、事務方の中でもチェック機能をしっかりと働かして、太陽光みたいな失敗がないように、しっかりと点検を進めてチェックをして、次の事業を進めてください。以上で終わります。

○議長（桑原）説明員の入替えのため、暫時休憩します。再開は10時55分。

~~~~~○~~~~~

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず、し尿処理対策についてお尋ねいたします。下水道整備も大分されました。それから、浄化槽の下水接続もどんどんされております。しかしながら、いよいよこの下水の最後の少数になったくみ取り、あるいは浄化槽の最後になる部分の対策はどのようにしておるのかということをお尋ねをいたします。その最後の対策はどのようにされるのかということをお尋ねをいたします。この事業は御存じのように一部事務組合ではありますが、その構成員である本町が、今言いました最後に残った四、五軒の住民が非常に気まずい思いをしたり、大変な思いになるんじゃないか、いわゆる馬鹿を見るようなことがないようなそういう施策を取っていただきたいと、こういうことでお願いをします。

それから、次には予防接種ということでお尋ねをします。最近のコロナウイルスはもちろんでありますが、本町におけるインフルエンザ、こういうもののワクチン接種いうんか、これについてね、過去にも言いましたが、本町の病院、医院はもちろんですが、隣接する近隣の医院、船越、あるいは中野、瀬野の辺りの病院についてもね、そういう用紙を配ってはどうかということをお願いした経緯がありますが、過日、私の知り合いが近所の病院かどっかで、インフルエンザの予防接種をお願いしたところ、海田町の申込用紙がなかったということで、たまたまよその自治体の用紙を何か利用して申請書を

書いたと、こういうふう聞いております。そこで、そういう接種を受けようとする人の利便性のために、町内の医院、病院はもちろんのこと、近隣の病院、特にこの辺だと、済生会病院なり、あるいはマツダ病院等にも利用される方、随分あると思います。畑賀の安芸市民病院とかね。こういうところにもお願いをして、そういう用紙を置いてはどうかと。更にはまた、それに健康診断、定期的にといいですか、年に一度行われるわけですが、これの健診が町内の医院でしか現在受けれるようになっておりません。そこで、この安芸地区の医師会か、広島県の医師会になるのか、私には分かりませんが、こういう幅広い医師会か何かをお願いして、かかりつけの病院、今言いましたような済生会とかマツダ病院にかかりつけの患者さんというか、年寄りもおられると思うんです。その人たちが、そこでも、いわゆる定期健診、こういうものが受けられるようにすると、非常に健診率も上がって非常にいいんじゃないか。一方では、健診率の低下上昇どうしようかということで悩んでおられますが、今申し上げたような策を取ることで、健診率も上がっていくんじゃないかということでお尋ねをいたしますが、どのようにお考えか、町長の考えをお尋ねします。

最後に、過去の質問ということでまとめて言いますと、ただ年中行事で、ここで質問をやっておると、これだけでは何の能もないということで、それなりの時間を置いて、どうなったんだろうか、あれはどうしたら良くなるんだろうか、あの辺はどうなっとなるんだろうか、もちろん議会もそうではありますが、その議員の皆さんが海田町を良くしようということで一生懸命質問をしとるわけですから、その検証をすべきであると、このように思うわけです。ただ、セレモニー、年中行事でここでね、わいわい言うとするだけでは能がないんじゃないかと、このように考えます。それについてどのようにお考えですか。特に、そこで一昨年の災害、こういうところでも、どうするのか、早く災害復旧をやれ、いろいろ質問・質疑は出ておりますが、遅いじゃないか、はよやれとかいろいろ出ておりますが、その検証がなされておられません。どうなっとなるのか。そういうような事態があるので、いろいろそういう質問の中身を検証してほしい、ね。どこまで成し遂げられたのか、全く必要ないものなのか、そういうことを検証すべきじゃないか。こういうことでね。これも言うておりますが、これも何回か今言いましたセレモニーじゃないんですけどね、何回かこれ言うておりますが、砂走地区の駐車問題。一向に解決、改善される様子がありません。今日は写真は持ってきておりませんがね、半分、言うても諦めもあるわけですが、本当に町民の利便性、交通の安全、海田町の安全・安心のま

ちづくり、町長が言われるね、住みたい町、住んで良かった町と。それを本当に言われるんなら、そういうことを一つ一つね、解決していったこそ初めていい町、住みやすい町になると思うんですよ。今、言いましたセレモニーということだけでは困るわけで、どのようにその辺について考えられるんか、お尋ねをいたします。以上です。よろしくお願いします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）前田議員の質問に答弁いたします。

し尿処理対策についての質問でございますが、将来的に浄化槽及びくみ取り方式によるし尿処理はごく少数になることが見込まれ、処理業者の撤退が予想されていますので、対応策を講ずることが必要であると考えております。減少するし尿処理業務につきましては、安芸地区で共通する課題でございますので、安芸地区衛生施設管理組合と関係市町で協議し、し尿処理体制を確保してまいりたいと考えております。

次に、予防接種についての質問でございますが、1点目については、インフルエンザ予防接種を受ける際の予診票は、高齢者の利便性を考慮し、町内医療機関はもとより済生会病院や安芸市民病院など近隣市町の医療機関にもあらかじめ配布しているところでございます。今後も引き続き、予防接種について周知を図るとともに、利便性の向上に努めてまいります。2点目については、現在、後期高齢者医療保険加入者の個別健診は町内の医療機関でのみ受診できることとなっておりますが、今後は近隣市町の医療機関と調整を行い、来年度以降、契約に応じていただける近隣市町の医療機関においても受診することができるよう対応してまいります。また、受診可能な医療機関につきましては、健診のしおりで周知してまいります。

次に、過去の質問についてでございますが、まちづくりに関しては、私が町政を担わせていただいて以来、各地域の課題に対応し、良い点を更に伸ばすことにより、町全体として魅力を高め、暮らしやすさが実感できるまちとなるよう、町民や議員の皆様の御意見に耳を傾け、真摯に取り組んでまいりました。一般質問後の検証につきましては、各定例会後に会議を開き、方針決定が必要な案件について、答弁した内容を精査し、今後の対応方針を決定することとしております。駐車問題が改善しない理由は、一義的には違反者のモラルの問題であると考えております。引き続き、違反の情報については警察に情報提供をしてまいります。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）再質問をさせていただきます。今の最後の駐車問題、警察でどうか、交差点がどうか言うたら、交差点は駄目じゃから、道交法で決まっとるじゃないかと、こういうような答弁、全くそのとおりなんですがね。じゃ、現実はどうなんかないかということ言いたいわけですがね。まず、こういうことは通告にはないんじゃないけど、これは11月18日に通告書を出しておる。あなたらの方に届いたのはいつかは分かりませんが、約2週間、その間、何回、現地調査というか、現地を調べたのか。いわゆる検証したのかと、こういうことになっていくわけですが、どうなの、ちょっとその辺からまずお尋ねします。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）通告書を受け取った18日以降ということでございますが、11月の19日と20日、あと、24日と27日、現地の確認に行っております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）先ほどの誰かの質問じゃないけども、何回か言うた、何回行ったんか言うとする。何日に行ったかと言うとるんじゃない。そこでその現状はどうじゃったんか、そのときは。少なくとも、その状況、写真か何か撮ってきてとるんか。要するに、異常がなかったいうんなら、それじゃ、今の言われる時間はチェックしとらんで分からんが、それなりにチェックしとるので、言われる時間と合致するものがあるかどうか、これは分からんけどもね。場合によっては、そういう、何回か行っとることになれば、そのときの状況を提示してほしい。本当にあなたたちが真剣味を持ってね、そのことをやとるんか。先ほど来言うとするように、単なる年中行事でその場限りでいいかげんなことで、30回ほど行きましたよと言うとけば済みますよ。こういうことじゃ話にならん。総務部長、たんびたんびに、わし、何回かあんたにも口頭でも言うとし、電話も入れとる。ところが、全然改善されんということのは、あんたらの言うとする答弁はうそじゃいうことなんよ。これは町長にも言わにゃならん。最高責任者として、人事権を持ってやとるんじゃ。適材適所という言葉があるわけですが、それが果たされんということのは、それなりの人材を配置しとらんということになる。これは、要するにそういう人事権を持つあんたとしては失格じゃ。しっかり責任を持ってやってもらわんにゃの、指導してもらわにゃ困る。また、その職員の指導者である副町長、しっかり今いう検証しなさいと言うとするわけよ。あなたら2人はの、町長、副町長、あんたらはの、オーケストラに例えりゃ、タクト振りなんよ。あんたはピアノ弾けんでもバイオリン弾けんでもええ

のよ。ただ、そこのピアノ、スムーズに転がるように弾きなさい、タクトを振ればいいんですよ。バイオリン、そこはすうっとなめらかに引っ張りなさい、それがあなた達の仕事じゃないですか。ところが、毎回、これを言いながら、改善されんということは、あなたら2人、失格よ。どういうことをやって指導しとるんよ。もちろん、部長にしても同じことよ。所管があるわけよ。所管の課長なり担当係員がおる、主事か主任か知らんよ。それにあんたも第2、第3のタクト振りなのよ。なぜ、そういう指導がでんのか、どうなのか、そこは。併せて、答弁してくれ。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）この問題につきましては、これまで現場の見守りでありますとか、駐車禁止区域の設定に係る警察との協議とか、そういったものを町としましてもできることは速やかに対応してまいりましたし、職員もこの件に関しては真剣に対応してきているというふうに考えております。ただ、町の権限で対応できることというのは、やはり限界がございますので、町としましては、今後も引き続き見守りの継続でありますとか、警察に対する情報提供、申入れ、そういったものを町ができることをしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）町長の責任も、今、執行権の持った町長において、どのようなことを感じているかという質問でございますが、私としても一応最善を尽くし、かつ、今の駐車問題に関しても、そこに出向き、写真を撮っているいろんな形で整理し、部下にその伝達を行い、その方向性のものの対応に向かわせているというのが現状でございます。議員御指摘の、要するにうまくいってないところに関しては、しっかり反省して、今後もそういったところの執行に向けて、しっかりと皆様に真摯に応えられるような形を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）私といたしましても、町民生活課とともに現地等を視察するとともに、警察の方と駐車禁止区域の指定について協議をしてきたところでございますが、議員、9月議会の方で御提案のあった砂走の会館の通り、そこについても警察の方で、住民の地域の意向であれば駐禁の指定は可能であると。取りあえず、公安委員会の方に上げることができるというふうな御回答をいただいておりますので、今後、その意向を伝えるということは可能でございますので、警察の方とその方向で話をしてまいりたいと考え

ております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）答弁は非常にいい答弁、皆さんね、それこそ学校の成績じゃないが、100点満点の答弁しとるんじゃないけどね。やっとすることは0点じゃ、もうはっきり言うての。前回も言うたが、交差点はどうやらで、町には取締り権限はありません。当たり前の話や、誰がそんなこと聞いとるかいうて。それで、今言うたら、警察に情報提供して取り締まってもらう、言うとするけどもやってないじゃないか。だから、0点じゃ言うとするんよ。交差点の5メートルは駐禁じゃいうて、道交法でうとうとする、そんなことは誰でも知っとる、免許証を持っとるもんならの。ところが、現実にあなたらの説明では、交差点は駐車標識がなくても、表示がなくても違反ですよ、言葉では言うとするが、現実はい取り締まらんじゃないか。情報提供してもやらないじゃないですか。特に、ここ3日間、なんか、僅かじゃけども、白い車が50センチほど道路に出たまま止まったままだろう。この3日間、行ってないの。今、さっき言うたが、記憶にはないけども、いつといつ行ったと言うけども。言葉では、さっきも言ったように30回行きましたじゃ、34回行きましたじゃ、うそなんよ、全部。それと、行ったのはほんまかもわからんよ。見に行ったら、はい、車が出ておりました、止まっておりました、それで終わり。何のために見に行ったんや。そうじゃないじゃろ。しっかり迷惑がかからんように、交差点だから、ほかの車が危ないから取り締まってくれ、それができんのなら駐禁の札を立てていいようにして、そういう不法駐車をやらないようにしてくれってお願いしとるんよ。なぜできないんだ、そこらが。今は何か、慌てて今になって、駐車禁止のあれができます、どうやら。何年、こんなことを言うとする。だから、しっかり検証して、本当にそれが町民のために必要なことなんか、交通安全のために必要なことなのか、しっかりこういういろんな議員のいろんな質問から出ても、その中のものを検証して、しっかりやらないと、いいまちづくりにならないよと言うとするんよ。そこをしっかりとやってくれんさい、どうなんか知らんけども。それで、今の話で、元へ戻すけども、情報提供して取り締まるとかどうなんよ。その実態はどうなっとるんか、ちょっとその辺を聞いてみたい。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）議員御指摘のその取締り、それはあくまでも警察法に規定しております交通の取締りということで、警察の権限ということでございます。それは御理解いただきたいと思います。我々ができるのはあくまでも現状を確認し、業者の方に動かして

くれというお願いはいたしますが、違反としての取締りということはできませんので、その場で警察に通報したり、そういったことをこれまでやってきたところでございます。これからも、その部分は全く変わることはないので、定期的な監視というものは続けてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）何の答弁しとるんかい。警察へどのような情報提供をして、どうしとるんかと聞いとるんよ。ピント外れとらんかの、ちっと。どういうふうに情報提供をして、今からやるいうんか、それとも。どうなのか、そこは。何回も言うとり、ここで情報提供してまいります、どうやら。何の話、言うとりんか、よう分からん。現実に取り締まって、そのものが解決されんことには何の足しにもならんだろう。違反の情報については、警察に情報を、幼稚園の子どもじゃ、提供してまいります。それで終わりよ。成果がないものを何ぼここでのんびんだらりと100万回言うても駄目なんじゃ、そこを町長、わしが言うとりんよ。それを副町長、しっかりね、指導せえいうことを言うとりわけ。ここで、だらだらだらだら言うてもしょうがないけじゃが、今後、もう1回ぐらい、わしもチャンスがあるけ、言うときが、ここの1週間、2週間、10日、1か月、どういうふうになっていくのか、真剣にやってくれ、これもの。最後にこういうことでお願いしときよ。この件については終わるが。そこで、さっきのこの検証の続きでもう一つ言うけども、水害のことでも言うとりが、これ、ちゃっと検証しとるんかどうか、どうなとりんか。特に、昨日も137号とか、あこに砂防ダムを3基ほど造ってどうかするとか、こういう話をしとる。わしはここでまとめて言うとりのは、災害の検証、それ、どうしとるんかということを聞いとるんじやがの。137号の請負業者、撤退すると言うとりんじや。途中でやめますいうて言うとりんじや。これ、非公式情報じやがの。どこやらの業者を指名しとるんか、分からんが。どうするんかいの、その方の人が通行するのに、雨降ったら。夜、車で走るの恐ろしい。でも、業者はやめます、撤退します言うとり。どうなとり、これ。しっかりそういうことを一つ一つ検証してやとりんかどうか。ここでは、言葉は短いよ。災害に対してどう検証しとるんかし書いてないけども、どうなのか、その辺。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）私の方からは河川災害のことについて御説明をさせていただきます。

先ほど、議員の方から、業者の方が撤退するというようなお話がありましたが、具体的に

はまだ正式に私はそのお話は聞いておりません。我々の方といたしましては、河川側の方は県、道路側の方は町という役割分担の中で、一日も早い災害復旧に取り組んでおりますので、そちらについては御協力の方をいただければと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）昨日の下岡議員の質問の答弁でもの、さっきから言うように、いいかげんな答弁をするなど、こう言うてるんよの、その場限りの。その一つが昨日の下岡議員の答弁でね、県は仮設道路が、そのダムを請け負った業者が必要に応じて付けて、それを後の管理道路として利用するんだと。おかしい答弁してもろうちゃ困るよの。例えば、ダムの建設1億で請け負いますよ。その必要道路を付けるのに5,000万円かかると、ダムが半分しか造れんことになるんじゃないですか。そういういいかげんな答弁をさしちゃあいけん。町長、これはね、あんたらもどういうことを言うか聞いて、答弁の、おい、おかしいじゃないかいうて。それをまとめてさっきから言うてる、検証なんよ。おかしいだろう。ダムの請負業者が自分で必要の仮設道路を付けて工事する。あり得んだろう、そりゃ。工事用道路は工事用道路で付けて、ダムはダムで付けるはずなんよ。そういうその、今、情報がまだ定かでないと言うから、これ以上は言わんが、恐らく、ここ2、3日後に結果が出てくるだろう。大変な事態が起きると言うが、3月まで年度内にこの災害が終わると言うて言うてるが、恐らく、そういうことは、今の状況じゃあり得んじゃろう。遅れてくるだろう。ついでに付け加えておきますが、通告は災害でまとめて言うてるんで言うときですが、農地の復旧、これも、今の、特にあれは忘れたけども、三迫三丁目の12番辺りいうたか13番辺りいうたか忘れたけども、あんたら、どっかに耳にあるか、前の質問書を見てもらえりゃ分かるが、いまだにまだ工事は始まっとらん。川の護岸が終わったら農地の復旧やりますと、こういう答弁じゃった。ところが、それまだ手つかず。更には、その上流に、やっぱり、そういうところがある。仮復旧しとる。ところが、それが反対向いて反つとる。あれはちょっと雨降ったり何かすると、ずうっと西ノ谷川本流上がっていったら分かると思うが、仮復旧しとるところが反対に反つとるいうたら意味は分かるじゃろうけども、石積みは本来は後ろ向いて倒れとるんよの。それが、前向いてのって出とる。ちょろっと雨降ったり何かすると大変なことになって、また災害が起きると思うんよの。しっかり、そういうところを調べて、ここはお願いにとどめるが、その農地の復旧とそういうところをしっかりとってもらいたい。まだ場所はいっぱいある。畑の谷川にもそういうところもあるし、今、検証せえ

ということで終わるけどもね。

最初のし尿の整備の問題で、一部事務組合だからどうにもならんよ、言われりゃそうかも分らん。でも、本町も構成員だから、本町の方から提言をして、最後に残った4、5軒の、どうするのか。業者だって、4、5軒のくみ取り、浄化槽の管理のために、バキューム車をずうっと置いて、従業員も置いて、4軒、5軒のために、それだけの無駄な経費は確保できないと思うんよ。1日か2日の仕事のために、従業員を1か月確保する。何か代わりの仕事があるか、うまいことそういうとこ組めるかどうか。これも今言うように、一部事務組合のことだから、ここで町長に即答せえというのも酷な話じゃろうからね。だから、これもお願いにしかならんかも分らんが、遅れたとこのいうか、最後になった町民がね、困らないように早急に事務組合に提案して、どうしていくのかいうのを何かの機会があれば聞きたい。こういうことです。

あとは、予防接種の方も今後そうするとこういうことなので、多くは言われんけども、どうか知らんが、あっちこっちの医療機関で調整を行い、町内の医療機関はさっきみたいにできるのは分かるとるんだけどもね。言うたように、町内の病院だけじゃなしに大きな病院、いわゆるかかりつけということでね、広島市の市民病院に行っとる人もおるじゃろう、日赤に行っとる人もおるじゃろう。そこでも定期健診というか診断というのかの、年に1回のやつね、こういうのも受診できるようにしてはどうかと、再度、その辺のことをお尋ねします。どうですか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）契約が可能である医療機関を追加して、利便性を図ってまいります。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）非常に簡素な答弁じゃがの。それ、まあ、わしもそれ以上は言われんけんじゃがね。一つ、努力してね、インフルエンザであれ、そういう定期健診であれの、要するに、町民が利用しやすいように、これも一般質問じゃ言いながら、お願いで終わるわけじゃがね。しっかり頑張って、早く広報でも知らせてください。ということで終わります。ありがとうございます。

○議長（桑原）これにて一般質問を終結いたします。暫時休憩をします。再開は11時45分。

~~~~~○~~~~~

午前11時28分 休憩

午前 11 時 45 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

この際、皆さんに、審議日程の確認をしておきます。日程第 2、第 58 号議案、第 5 次海田町総合計画基本構想及び基本計画の策定について、執行部から提案説明を受け、議員全員で構成する第 5 次海田町総合計画基本構想及び基本計画審査特別委員会に付託する予定でございますので、御協力をお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（桑原）日程第 2、第 58 号議案、第 5 次海田町総合計画基本構想及び基本計画の策定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 58 号議案、第 5 次海田町総合計画基本構想及び基本計画の策定について。

今後の海田町のまちづくりを方向付け、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、第 5 次海田町総合計画基本構想及び基本計画を新たに策定するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（鎌田）それでは、第 5 次海田町総合計画基本構想及び基本計画の策定につきまして、説明をさせていただきます。説明につきましては、お手元にお配りしております第 5 次海田町総合計画案の資料に基づきまして説明をさせていただきますので、御用意をお願いいたします。まず、お手元資料 7 ページをお願いいたします。7 ページ、計画策定の趣旨でございます。

本計画につきましては、新しいまちづくりの指針といたしまして、海田町のまちづくりの方向性を明らかにし、行政の継続性も保ちつつ、新しい総合計画を策定するものであり、海田町議会基本条例第 12 条の規定に基づきまして提案をさせていただいているものでございます。

続きまして、32 ページ、33 ページをお開きいただきますようお願いいたします。32 ページにつきましては、海田町が目指す都市像をお示ししております、ひと・まち・未来をつなぐ暮らしやすさが実感できるまち海田を実現していくための取組でございます。人の持つ力とまちの持つ力をつなぎまして、更に磨き上げていくことで、時代の潮流を見定めながら、来たる未来に対応できる住みやすいまちづくりを推進していくこととしております。33 ページにはまちづくりの視点を掲げております。基本構想を検討するに

当たりまして、次の五つの視点を踏まえまして、まちづくりの方向性などを設定いたしました。1番のライフステージに応じた必要な支援から、最後5番目の持続可能な都市基盤の整備まで、この視点に基づきまして検討を進めてまいったところでございます。

その結果でございます。36ページ、37ページをお願いいたします。36ページ、37ページと、施策の体系、全体像をお示ししております。都市像、それから、先ほどの視点を踏まえまして、施策の大綱を七つ策定いたしております。それぞれの大綱を実行していくための基本的な施策というのを37ページに掲載をさせていただいております。36ページの下の方、計画の推進力といたしまして、本計画の実効性を高めるための推進力ということでまとめたものを付けさせていただいております。

説明の最後でございます。54ページ、55ページをお開きをお願いいたします。先ほど見ていただきました体系に基づきまして、それぞれの分野ごとに詳細な項目を設定しております。加えまして、各地区ごとに関係の深いものをまとめまして、地区別計画を策定しております。以上、基本計画として提案をしております。議案の説明につきましては、簡単ではございますが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

この際、議長よりお諮りいたします。本案について、議員全員で構成する第5次海田町総合計画基本構想及び基本計画審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本案について議員全員で構成する第5次海田町総合計画基本構想及び基本計画審査特別委員会を設置し、これに付託することと決定いたします。

この際、お諮りいたします。ただいま設置されました第5次海田町総合計画基本構想及び基本計画審査特別委員会の委員として、議長は、議会運営上、中立公正の立場から委員を辞任させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することといたします。

この際、ただいま設置されました第5次海田町総合計画基本構想及び基本計画審査特別委員会の委員長、副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。委員の皆さんは委員会室にて、委員長、副委員長の互選を議長に報告をお願いいたします。再開は13時。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 11 時 50 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいま、第5次海田町総合計画基本構想及び基本計画の審査特別委員会の委員長に前田議員、副委員長に下岡議員と決定しておりますことを御報告をいたします。以上で、第58号議案、第5次海田町総合計画基本構想及び基本計画の策定についてを終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（桑原）日程第3、第59号議案、海田町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第55号議案、海田町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。公職選挙法の一部改正を踏まえ、海田町議会議員選挙及び町長選挙に係る選挙運動用の自動車の使用等の公費負担について必要な事項を定めるものでございます。内容については、担当者から説明をさせます。

失礼いたしました。第59号議案でございます。訂正させていただきます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）それでは、第59号議案、海田町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書4ページをお開きください。資料については、資料1の海田町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の概要をお願いします。改正内容については、資料1の条例の概要で御説明いたします。

まず、1の制定の趣旨でございますが、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のために、公職選挙法の一部が改正され、町村の議員及び長の選挙の候補者の選挙運動用自動車の使用並びにポスター及びビラの作成に係る費用について条例を制定することで、選挙公営の対象とすることが可能となったものでございます。この法改正の趣旨を踏まえ、本町においても選挙運動の公費負担に関する条例を制定するものでございます。

次に、2の選挙運動費用の町負担額案についてでございますが、条例において規定す

る選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスター、それぞれの具体的な町負担額の案について表に記載しております。これらの負担額の検討に当たっては、国及び既に条例を制定している広島県と県内各市の金額を勘案して設定いたしました。

2ページをお願いいたします。続きまして、3の条例の施行日については、令和2年12月12日又は公布の日のいずれか遅い日とし、同日以後に告示される選挙について適用することとします。

次に、4の公費負担の条件等についてでございますが、まず、条件といたしましては、供託物が没収されないことと有償契約を締結していることでございます。また、候補者が行う手続につきましては、まず、業者と有償契約を締結していただき、次に、選挙管理委員会に契約した旨の届出をしていただきます。それと同時に確認申請書を選挙管理委員会に提出いただきましたら選挙管理委員会から確認書を交付いたしますので、それを業者に提出していただきます。契約履行後、オの作成又は使用証明書を業者に提出していただきます。

最後に、支払いにつきましては、業者から町に公営経費の請求がなされましたら、町から直接業者に経費を支払います。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第59号議案について採決を行います。お諮りいたします。第59号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、第60号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第60号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法施行令の一部改正に伴い、軽減判定基準の見直しを行うものでございま

す。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山） それでは、第60号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。議案書9ページをお開きください。資料については、資料2の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要、資料3の海田町国民健康保険税条例新旧対照表をお願いいたします。改正内容につきましては、資料2の条例の概要で御説明をいたします。今回の改正は、地方税法施行令の一部改正に伴い、海田町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

まず、1の軽減判定基準の見直しでございます。これは平成30年度税制改正により、令和3年1月1日から給与所得控除額及び公的年金等控除額がそれぞれ10万円引き下げられることに伴い、均等割及び平等割に係る低所得者軽減の判定に用いる総所得金額等が増額した場合に、軽減割合が従前と比べて縮小することがないように軽減判定基準の引上げを行うものでございます。現行の基準は、資料中ほどの上の四角囲みになりますけれども、7割軽減の軽減判定基準は、住民税の基礎控除額を援用いたしまして33万円となっており、また、5割軽減の判定基準は、33万円に、28.5万円に被保険者数等を乗じて得た金額を加えた金額、2割軽減は、33万円に、52万円に被保険者数等を乗じて得た金額を加えた金額となっております。今回の見直しは税制改正により、給与所得控除額、公的年金等控除額が引き下げられ、総所得金額等が増加することになるため、基準額のうち、現行の33万円の部分の見直しにより、軽減対象の範囲に影響が生じないようにするものでございます。具体的には資料中ほどの下の四角囲みになりますけれども、総所得金額等の増加に対応するため、33万円を43万円に引き上げております。また、43万円の後ろに米印3としておりますけれども、世帯に給与所得者等が2人以上いる場合、人数に応じ、10万円を乗じたものを43万円に加えて軽減判定所得とすることで影響が生じないようにしているところでございます。2のその他につきましては、軽減判定基準の見直しに合わせた規定の整備を行っております。施行期日は令和3年1月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。ちょっとお伺いいたしますけれども、これ、2018年の税制改正でこういうふうになって、基礎控除額を10万円引き上げて、その代わりに給与

所得控除と公的年金控除を一律にそれぞれ10万円引き下げてというふうな格好になったんですけれども、なぜこういうふうな当時改正がされたのか、実質的には変わらんような格好になるんですけども、なぜこういうふうな、ものすごく複雑になってくるんですけども、なぜこういうふうな改定が行われたのかというのをお願いいたします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）今、お尋ねいただきましたのは、30年度の税制改正、なぜこういう形で行われたのかということかと思えます。これにはフリーランスなど様々な働き方に対応して、働き方改革を後押しする観点から個人所得課税の見直しがされておりまして、給与所得と年金所得のあるものに適用される給与所得控除と公的年金控除等の一部、10万円でございますけれども、これを全てのものに適用される基礎控除に振り替える見直しとして行われていると。ですから、働き方改革などの関係で、いろんな多様化した全ての方に控除が及ぶように、給与控除、公的年金等控除10万円を引き下げて、それを全ての方が対象になる基礎控除に振り替えた。これは働き方改革が目的でございます。説明は以上でございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）よく言われるんですけども、この改正が行われて、今度は、例えばそうは言うても、いわゆる7割、5割、2割の軽減を受けようと思うたら、この改正が行われて、ものすごくこう、どう言うんですかね、書類が複雑になって、出す書類もものすごく増えてきて、例えば軽減を受けようと思ったら、なかなか、今まで受けておられた方が受けられなくなるかもしれん、その判定する、ものすごく複雑になってくるといふふうに言われておるんですけども、その辺の対応いうんかはどういうふうな格好になるんでしょうかね。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）これは、特にこちらの方、何かしていただくということではなくて、所得、軽減判定所得は、所得情報、こちらございますので、それを基に判定をさせていただきます。ですから、今まで同じ収入であった方が給与所得控除等が下がったことによって対象から外れないようにするために、こちらの軽減判定所得の33万円の部分を43万円に引き上げるという内容でございます。以上でございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）全ての方がこの対象にはならないと思うんですけども、そのところの、

どう言うんですかね、やっぱり、それぞれ計算をしてみんと分かん部分があると思うんだけど、そこのところ、どういうふうにされるのかという、自動的に切り替わるようなものじゃないと思うんですよね。そこのところをどういうふうにされるのかというのですけども。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（片山） 基本的には軽減判定所得は今回、条例改正をお願いして、改正いただければ、そこはもう決まってしまうので、あとは所得をそれに照らし合わせて判定することになりますので、それで軽減判定所得を下回っておれば、軽減の対象ということになります。以上でございます。

○議長（桑原） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第60号議案について採決を行います。お諮りいたします。第60号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第5、第61号議案、令和2年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第61号議案、令和2年度海田町一般会計補正予算第7号。この度の補正予算につきましては、庁舎移転事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） それでは、第61号議案、令和2年度海田町一般会計補正予算第7号について御説明いたします。初めに、資料4、令和2年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。なお、この度の補正予算においては、給与改定に伴う職員手当の減や年度当初の人事異動等に伴う職員給料や諸手当、共済組合負担金の増減、会計年度任用職員報酬や労働保険料等の増減を行っております。その他、精算に伴う前

年度国・県支出金の返還金の増やこの度の特別会計の補正予算に伴う繰出金の増減等を行っておりますが、件数が繰り返し多く出てまいりますので、個別の説明は省略させていただきます、主な事業について説明をさせていただきます。

それでは、資料4の7ページ、8ページをお願いいたします。総務費、総務管理費の財政管理費の基金管理事業については、歳入で計上する海田町役場庁舎移転補償金を公共施設等整備基金に積み立てるため、増額するものでございます。次の庁舎移転事業については、庁舎移転事業の予算措置について資料5、また工事等箇所図として資料6を併せて提出しておりますが、海田町新庁舎建設等工事監理業務委託料と海田町新庁舎建設等工事建築の令和2年度分の予算を計上するもので、その財源として公共施設等整備基金からの繰入金と地方債を合わせて歳入で増額いたします。なお、繰入金については、この度の12月補正予算分に加えて、6月補正予算で計上した実施設計の変更設計業務等の一般財源部分も含めて、繰り入れるものとしております。また、建設等工事や工事監理業務に係る令和3年度以降の費用については、債務負担行為を併せて設定いたします。次に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業については、オリンピック聖火の展示開催支援業務委託料として増額するものでございます。次に、13、14ページをお願いいたします。選挙費の下二つの町議会議員選挙職員給与費事業及び町議会議員選挙執行事業については、新型コロナウイルス感染症対策として、海田東公民館の期日前投票所を前4日間開設するため、関係費用をそれぞれ増額するものと、一番下に記載の選挙公営負担金については、選挙運動の公費負担に関する条例に係り増額措置するものでございます。

次に、19、20ページをお願いいたします。民生費、児童福祉費の保育所整備事業については、小さくら保育所の移転整備に係り、令和2年度分の保育所整備事業補助金を計上するもので、その財源として国庫支出金を歳入で増額いたします。

次に、21、22ページをお願いいたします。衛生費、保健衛生費の下から二つ目、海田町感染拡大防止医療機関応援事業については、9月補正で計上した応援金の予算について不足が見込まれることから追加の増額補正をするものでございます。次の妊産婦・乳幼児健康診査事業については、新型コロナウイルス感染症対策に係り健康診査の開催回数を増やすために、医師等謝礼を増額するものでございます。

次に、31、32ページをお願いいたします。土木費、道路橋りょう費の二つ目の町内道路修繕事業については箇所付けのない修繕工事費について不足が見込まれることから、

追加の予算措置を行うものでございます。次の町道改良事業については、資料 7、工事等箇所図の 1 ページ目に記載しておりますが、上市地内の町道 39 号線の拡幅に伴い、必要な費用を計上するものでございます。次に、35、36 ページをお願いいたします。住宅費の二つ目の町営住宅大規模改修事業については、町営第 2 蟹原住宅内部等改修工事の再積算業務を行うため、増額するものでございます。次に、37、38 ページをお願いいたします。河川費の町内水路修繕事業及び町内水路浚せつ事業については、箇所付けのない工事費について不足が見込まれるため、それぞれ増額するものでございます。

次に、39、40 ページをお願いいたします。消防費の地域防災計画推進事業については、内水ハザードマップ作成業務委託料の執行残を減額するもので、併せて、財源であった国庫支出金の一部を減額いたします。なお、この減額分の国庫支出金については、社会資本整備総合交付金のパッケージの中で下水道整備事業の財源に振り替えて、活用が可能なことから、この度の下水道事業特別会計における公共下水道整備事業の増額補正予算の財源として活用してまいります。また、39 ページの特定財源起債の諸収入については、これまでの大雨対応等に要した費用が全国町村会災害対策費用保険金の適用を受けたことから、歳入で保険金を計上し、水防費において、その財源振替を行うものでございます。

次に、43、44 ページをお願いいたします。教育費の小学校費の小学校管理運営事業のうち、施設修繕料については箇所付けのない修繕料に不足が見込まれるため、増額するものでございます。また、次の通信運搬費及び 46 ページの中学校費の中学校管理運営事業の通信運搬費については、情報通信ネットワーク整備に伴い高速通信回線が必要となったため、それぞれ増額するものでございます。次に、47、48 ページをお願いいたします。社会教育費の上から二つ目の仮称海田町文化スポーツ協会補助事業については、資料 8 として事業概要を提出しておりますが、令和 2 年度中に仮称海田町文化スポーツ協会を設立するため、補助金を計上するものでございます。

次に、51、52 ページをお願いいたします。災害復旧費の土木施設災害復旧費の道路橋りょう災害復旧事業及び河川災害復旧事業については、資料 7、工事等箇所図の 2 枚目、3 枚目に工事概要等を記載しておりますが、それぞれ災害復旧を進めるため関係経費を増額するもので、その財源として地方債を併せて歳入で増額いたします。また、両事業については、年度内完了が見込まれない事業費について、それぞれ繰越明許費を設定いたします。

続きまして、歳入を御説明いたします。1 ページ、2 ページをお願いいたします。なお、歳出補正で御説明した特定財源の増減については説明を省略させていただきます。

上から二つ目の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金及び上から四つ目の保険基盤安定拠出金については、この度の後期高齢者医療特別会計の補正予算に伴う繰出金の財源として増額するもので、民生費、社会福祉費の関係事業に充当しております。その次の新型コロナウイルス感染症疑い患者搬送車両整備費補助金については、予備費対応で整備済みの車両に対する県補助金をこの度増額補正するもので、総務費、総務管理費の関係事業に充当しております。次の教育支援体制整備事業費補助金については、学力向上を目的とした人材配置に対する県補助金の追加交付を踏まえて補助金を増額補正するもので、教育費の小学校費及び中学校費の関係事業にそれぞれ充当しております。次の財政調整基金繰入金は、この度の補正予算の財源調整として減額するものでございます。一番下の海田町役場庁舎移転補償金については、海田町役場移転補償金の前払い部分について予算計上するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第61号議案をお願いいたします。この度の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に12億6,819万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を157億1,889万3,000円とするものでございます。

次に、3 ページ目をお願いいたします。繰越明許費について歳出補正で御説明したとおり、災害復旧事業について、それぞれ設定するものでございます。

次に、4 ページ目をお願いいたします。債務負担行為の補正でございます。一つ目の広報かいた発行業務に係る額については、令和2年度中に令和3年度及び令和4年度における本業務の受託候補者をプロポーザルにより選定するために、債務負担行為を設定するものでございます。二つ目の海田町新庁舎建設等工事建築に係る額及び三つ目の海田町新庁舎建設等工事監理業務に係る額は、歳出でも御説明したとおりで、令和5年度までの期間の限度額をそれぞれ設定いたします。四つ目の海田町くらしの安心サポートセンター運営業務に係る額と五つ目の海田町ひきこもり対策推進運営業務に係る額についても、令和2年度中に令和3年度及び令和4年度における本業務の受託候補者をプロポーザルにより選定するために、債務負担行為をそれぞれ設定するものでございます。

次に、5 ページをお願いいたします。地方債の補正につきましては、歳出でも御説明のとおり、庁舎移転事業及び災害復旧事業について、それぞれ限度額を変更するものでございます。以上で、令和2年度海田町一般会計補正予算第7号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。2点ほど質疑をしたいんですが、まず、文化スポーツ協会についてなんですけど、文化スポーツ協会、長年の懸案で、今度、設立されるということは大変喜ばしいと思いますが、ただ、体育協会とスポーツ少年団との立ち位置というんか、ただ事務の引継ぎをするだけなのか、若しくはそのスポーツ協会の中に一応加入をされるのか、その点をまずお聞きしたいのと、スポーツ少年団と体育協会の運営についてはどのようにされるのか。事務の引継ぎをされるということなので、一緒に運営されるのかなという想像はしますが、そして、スポ少と体協に、今、出されておられる補助金については、この文化スポーツ協会を通してやられるのか、若しくは単独でやれるのか、そこをお聞きします。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（脇本）まず、体育協会とスポ少の位置付けでございますが、体育協会とスポ少の組織はそのままいきます。その事務を文化スポーツ協会の方でやっていただくということにしております。だから、文化スポーツ協会の一組織に加わるのではなくて、事務の引継ぎをさせていただくということになります。その運営につきましては、今までどおり、体育協会には協会の会長がいます。スポーツ少年団の本部にも本部長、会長さんがいますので、その方のもとに運営をしていくということになります。ですから、今まで体育協会、スポ少に補助金が行ってございましたけれども、これは町から直接補助金が行っていたわけではなくて、体協なら体協の協会の方から各部に助成金が行っていたものでございますので、それは来年度以降も引き続き同じというふうにするつもりでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）もう1個は、上市の町道39号線の拡幅なんですけど、これ、写真で見ると、隣のこう、空き地になっているところ、そこを取りあえず用地買収して買われるということによろしいんですか。その向こうは住宅が両方建つとって、なかなか広がる予定はないんですけど、なぜここだけ買われるのかちょっとお聞きします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）資料7の1ページを御覧いただいておりますけれども、今回購入させていただくものはこの写真を見て、左側の新しく家を建てられたところでセッ

トバックをされておるところでございます。今回につきましては、地元の方から拡幅の要望がございまして、土地所有者の方とお話をさせていただいた結果、町道の拡幅に御協力をいただけるということになったものでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。二、三。今の続きで38号、これ、隅切りの部分もあるのかどうかいうのをちょっと確認の意味も含めてお尋ねします。一つ目はね。

二つ目は資料の4の36ページ、まず、ここに書いとるのが、町営第2蟹原住宅の内部を改修、積算、再積算と、こうなっとるわけですが、記憶ではこれもどっかに委託して修繕、見積りして工事をやっと思うんですが、どういう積算をしとったんか、今になってまた再積算、見積りせなならんというのは、当初の見積りがいいかげんなことをやっと思んじゃないかと。さっきから言うように、何か責任がないような、何かその場限りのことをやってね、いいかげんなことをしてからやるような積算、手直しするような積算、わしでもただでやってあげるよう。過去にも何回も言うと思んじゃ。高い金出して、また積算やり直して、どういうことか、ちょっとこれについてね、詳しく説明願いたい。当初の積算、そして、どういうふうになら変わって再積算しなきゃならぬようになったか。というのが二つ目。

次は、40ページ。内水ハザードマップで執行残だということやから、非常にいいことじゃのと、こういうふう思うわけが、700万も余っと思んじゃからね。それはそれでいいとして、当初の積算根拠は何だったんかいと。余ればいいというもんじゃなし、700万もの執行残が出るというのは、これもさっき言ったように、いいかげんな積算しと思んじゃないかと。どういうことでどうなったんか、その必要経費がどうやって、どうしてこういうことが起きたのか、その説明を願いたい。

その次に、48ページか、今もあったが、文化スポーツ協会、補助金を出すと、こう言うと思。文化スポーツ協会はまだ作っとらん。この間からもずっと説明しと思が、今からもここにもあるが、説明でもあったように、今から作るんじゃと。どういうんか、受け付ける団体というんか、何もない、受け付けとる架空なところへ持って行って、補助金を出すということに、今こうなる。だから、協会を作るいうんなら、先に作って、お金は要らんというんだから、協会を作って、協会長が無報酬、副会長も文化スポーツ2人置いて、無報酬でやります。その下に事務長か知らんけども、副事務長2人置いて文化担当とスポーツ担当に分ける。そこに費用が要るから補助してくれ、こんなようなこ

とじゃないかと思うんじゃないけども。作ってからでいいじゃないかと。今言う、受け皿がないのに先に予算を組むというのはどういう意味なのかちょっと分からんので、受け皿を作ってからでいいんじゃないかというのが聞きたいところです。

最後に一番後ろ、52ページ、上の方に下2段両方あるんじゃないけども、150万円、450万円、12番、分筆登記業務委託料とこうなっとるよの。どうか知らんけども、下に事業用地購入費、共に上も下も同じようなことになっとる。物件調査委託料とか、それはええ。物件調査用地購入費、これについては何の異存もない。しかし、ここに分筆登記委託料というのがある。甲が財産を購入して登記するときには、登記費用は要らんはずなんよの。甲がやれば登記印紙税が要らない、登記手数料が要らない。なぜ、150万円も仮にこれがね、登記印紙税であったとするならば150万円、1,000分の4じゃったかどうかと思うが、よう分からんけども、それが150万円。1,000分の4エックスが150万円いうたら、何ぼなる、すごい土地、ほいで評価額、何ぼや、2,000万円。どれだけの土地や、中学校のグラウンドぐらいのものになっていく。その下に今度は450万円いうたら、今度、その3倍、資料7の方では、2ページ目にはあるけれども、用地購入費、これとどう絡むのかは分からないけれども、非常に法外な予算が計上されておるようなことがあってね。わしの言うのが間違うとるんかも分からんが、特に尋ねたいのは、この分筆登記委託料というところ。今言ったように、甲がやれば分筆登記料、印紙税、登記手数料、無償のはずなんよ。だから、この150万、450万について説明願いたい。今、単純に言うたように、海中のグラウンドぐらいのものを購入したとすれば、単純に100メートル角、森畠西谷線の道路が16メートル、そうすると、こういうのも造ろういうたら、中学校分割して縦につないだら600メートル行く計算になるよの、これが150万円いうたら。どこにそういうものの用地を買うとるのか。450万、それを今のような井計算すると、その3倍だから、1キロ800ということになる。二つ足すと2キロ400いうと、海田町の端から端まで行ってしまう。どういう積算しとるのか、ちょっとここはね、詳しく説明してほしい。ちょっと分からんので。だから、ここで言うたことは、どこの用地でこれがどうなってこれだけの費用がかかるんか。いわゆるそこの中にあるんなら、印紙か何か知らんが、委託料いったら、手数料が何ぼで、印紙料が何ぼ、どうなっとる。その上に言いたいの、無償じゃないんかと、こういうて言いたいわけよの。どうなっとるんか。その辺の説明を願いたい。以上、取りあえずお願いします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村） それでは、1点目と5点目について答弁させていただきます。

まず、1点目につきましては、隅切りの方まではちょっと御協力がいただけませんでしたので、今回は含まれておりません。

5点目のところでございますが、この委託料の中には分筆登記業務委託料と土地鑑定業務委託料又は物件調査委託料が含まれておるんですけれども、この分筆登記業務委託料というのは、購入をさせていただく土地について測量をした上で、事業地に必要な部分を分筆するのに必要な書類等を作成する業務のことでございます。したがって、おっしゃられるように、登記につきましては町の方が嘱託登記で法務局に依頼をかけるので、料金の方はかかりません。したがって、この分筆登記業務というのは、測量をして買収する用地の部分に必要な分筆登記をするための資料の作成をお願いする業務でございます。

○議長（桑原） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（脇本） 文化スポーツ協会のことについて御答弁させていただきます。確かに前田議員おっしゃるように、今は文化スポーツ協会という団体はございません。ですから、今回、補正予算の裏付けをいただいた後に、規約を作成して、文化スポーツ協会という補助団体をまず作成をいたします。そこに今回、補正予算で認めていただいているという仮定のもとにその団体に補助金を執行します。その補助団体が、今、任意の補助団体でございますので、その補助団体が自らの力で一般社団法人化するというスケジュールで今考えております。

○議長（桑原） 建設部次長。

○建設部次長（門前） では、2点目の町営住宅の再積算のことについてでございますが、この度の再積算につきましては、町営第2蟹原住宅でございますけれども、現在、外装工事をやっております。今回のが内装工事なんですけど、平成30年度に設計をしておるものでございますけれども、この度、データの単価の書換えでございますとか、改めて見積りを取り直すものが多数ございますことと、あと、8月の下旬に外装工事の居住者の方々の説明会の際に、例えば、うち、トイレのドアが今、内開きになっておるんですが、それを安全性の観点から外開きにしたらどうかとか、そういった御意見をいただきましたので、そういったものを反映するために、修正設計に伴い、再度数量計算が必要になってまいりますので、この度、このような形で計上させていただいたものでございます。

○議長（桑原） 防災課長。

○防災課長（宮垣） それでは、内水ハザードマップの執行残の件につきましてです。御承知のとおり、内水ハザードマップなんですが、県下で作成しているところが広島市のみというようなところで、全てにおいて町独自で作成となる上、ハザードマップの中ではとても難解というようなところのハザードマップの作成でございました。通常の手続きに則ってやっております。執行残が多くなっておりますが、通常の手続きに則ってやったものでございます。

○議長（桑原） 前田議員。

○14番（前田） 何かね、全部しっくり返ってこんのよな。もう1回、聞くけどもね、まず最初の町営住宅のところじゃけどもね、便所のドアがあっち向いとった、こっち向いとったいうて、そんなことどうか知らんがね、何を改修したのか、30年に改修したとか、そんなことはどうでもいい。いったん、積算してもうこの工事も、だから単純に完了しとると思うが、いわゆる工事の上の修繕の上の修繕ということは、さっきから言うように、午前中も言うたように、しっかり検証せえと、いいかげんなことをしとるんじゃないかということをここで結論的に言いたいわけよ。今、ここで聞いたのは、だから、なぜこの再積算が必要になったかと言うとるわけよ。その辺の答弁がはっきり返ってきてらん。これがね。便所があっち向いとったとかこっち向いとったとか。それなら、そのように最初どのようにして積算しとってそういうことが起きたんか。そんなものは最初から、多分、今の話でそのまま受けると、建てたときからそうなとったはずよ。だから、改修、これ、何千万ぐらいやったかな、恐らく百じゃない、千の単位じゃったと記憶しとるが、数字は覚えんが。そんだけかけてまたやり替えにやいかんと、これもいいかげんなことを言うとるよ。もっとその経緯、根拠をはっきりもう1回説明してください。

ハザードマップも同じことを言うた。それ、初めてか2回目か、知らんよ、そりゃね。どういふことの積算をしとって、こういうふうに残ったんか、そりゃ、広島市しかやっとらんとか、そのことはどうでもええんよ。ちゃつとした答弁をしてもらいたい。

それから、さっきも言うた、スポーツ協会、正確にはここでは文化スポーツ協会ということになつとるが、わしが言うたのは受け皿を作ってからでいいんじゃないか、受け皿のないとこへ金を作つてどうするんかと言うとるわけよ。ほんで、聞いてみると、協会を作るのは、町長が作ろう思うたら、今日でも今でも明日でも作れると言うとるんよ。それじゃったら、先に作りましていうて、それで補助金を出せばいいわけよ。今、架空

なとこへ補助金を出しますいうとることになるから、どうなのかと言うとるんよ。それが急ぐ必要があるんかどうか。受け皿を作ってからでも遅くはないんじゃないか。だから、今、3分間、議長が休憩して、町長、作りました言うたら、そしたらそれでいい話。そんだけのことが、なぜ順序よくできないのかと言うとるわけよ。

それと、最後の土地の購入問題、知らん人が聞きゃ、そうなんかなと思うての、分筆登記の書類を作る必要があるの、その書類の作成手間と、こういうことのように聞こえたんじゃが。魚屋へ行って、肉屋へ行って、肉を1キロ買おう言うたらね、肉屋のおちゃんが自分で1キロ量ってくれる。あんた、勝手に量れや言うたら、わしは1.5キロ量るじゃろうと思うんよ。どうも、この分筆測量費がね、これ、過去にも言うところからあんまりやかましゅう言わんが、本来は持ち主、売主が分筆、測量してやるべきものであろうと、こう思うわけよ。その辺がどうもわしが理解できんのよ。それで、その費用が分筆のその登記書類を作るのに150万円、450万円、その中身を分かりやすく説明してくれと言うたんよ。何が何ぼでどうじゃいうて。例えば、登記印紙税が何ぼと手数料、手間が何ぼ、全部オール手間じゃ言うなら、それはそれでいいんじゃが。今、言うたように、登記料は甲は無償であると、そりゃ、まあ、わしの言うとおりの。だから、150万円、450万円の中身をもっと詳しく説明してくださいというたんよ。どうもちょっと答弁がずれとるようになるが、再度お願いしたい。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）さっきの説明がちょっと分かりにくくて申し訳ございませんでした。

今回の再積算で上げさせていただいておるのは、まずは、今年度、令和2年度に外壁工事を現在やっております。来年度、令和3年度に内装工事を行うんですが、それで第2蟹原住宅の工事はそれで一応、めどがつくんですけども、今回、上げさせていただいてるのは、来年度内装工事に当たっての設計でございます。その設計について、この度の令和2年度の8月に外装工事の説明会をさせていただいたときに、内装に関する要望が出てまいりましたので、それについてこの度の設計に反映させていただいたのと、併せて、平成30年度に設計いたしました内容について時点修正を加えたものと、そのことについての今回の予算計上ということでございます。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（脇本）文化スポーツ協会のことでございますが、議員御指摘のように今はまだ補助団体はございません。しかしながら、我々といしましては、まず、この補

正予算という裏付けがあって、議会の議決を得てから補助団体を設立して、そこから、執行の方をさせていただきたいというふうに思っていました。予算の裏付けや議会の議決がないままに先に団体を作っておくということは、非常に後から問題かなと思います。先に議会の補正予算、これを先にやらせていただくというふうに考えたところでございます。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）執行残につきましては、適正な競争入札で安く落としていただいたものでございます。今後はより適正な見積りに努めてまいりたいと思います。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず、委託料の150万円、道路橋りょう災害復旧の方は150万円でございますが、この内訳が幾らというのはちょっと申し上げられません。この中に分筆登記業務と土地鑑定業務がございます。同じように河川災害復旧の方も450万の委託料ですが、この中に分筆登記と土地鑑定評価と物件調査業務がありますので、これらの内訳についても申し上げられませんが、分筆登記は主にはもう人件費でございます。その具体的な内容といたしましては、事業地として購入をさせていただく土地をまず全体を測る必要がございます。それぞれの境界を確定するために、隣接する土地所有者さんに立会をいただいて確認をしていただく必要があります。これらの確認調書の作成やその測量図の作成、後に事業地として購入する必要がある範囲を示した図面等を一式作っていただいて、最終的には法務局に届けるための必要書類を作っていただくという業務でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）さっきの予算書のとこの後ろの方のページで繰越しが出とるんよの。3ページのどこか。これやね。災害復旧費ということで繰越しとるんじゃけども、一つ一つについては分からんけども、去年も災害復旧費を繰越ししとるんよ。いわゆる明許の明許になつとるんじゃないか。実際は、こういうものが消化できるんかどうかいのをそこらね、まず一つは明許の明許ということになると問題があるんじゃないかいのが一つとね。これ、今、合わせて、まだ1億5,000万ほど繰り越しとるんか何か知らんけども、河川だけでもね。繰越し、繰越し、繰越しで消化できるんかというのが聞きたいんよの。あとのことはごじゃごじゃ言うてもしょうがないが、しょうがないと言いながら正さにゃいかんが、町営住宅の積算、内部改良、技術職がおるんじゃろう、そ

こらぐらい、内部のペンキ塗ったり、クロス貼り替えたり、ふすま、ドアを向き変えたりするぐらいの設計が。本町にその程度の技術職がおらんのかい。何でもかんでも委託、委託、委託いうての。そんじゃ、あんたら何の仕事をしよる。ただ、そこに座っとるだけかいな。道路を造るいや、いや、委託しました、いや、何やらすりつけが間違うとりました、委託してどうして間違うとった、また銭出して。くぎが6本やら5本やら7本になった。何を設計しとるんかい。町営住宅の改良ぐらいの設計がなぜできんのかい、技術者おらんのかどうなんかいということ、併せて答弁を願いたい。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）今回、再積算の方をさせていただきましたのは、町職員で自らできればそうさせていただければと思ったんですが、まず単価の書換えの部分だけではなくて、改めて見積りを取り直すものが多数あるということと、先ほどこちよつと申し上げましたが、住民説明会での意向、それらを設計に改めて追加で反映させると、そういうことになると、再度、数量計算等が必要になってまいりますので、町の職員だけの対応は困難であるというふうに判断したためでございます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず、明許の明許は今回の繰越しにはございません。もう1点ですけども、今回の繰越明許につきましては、今年度中の完了は困難な見込みでございますけれども、来年度中には完了する見込みで今回予算を計上させていただいております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。1点だけお尋ねしますが、歳入の県補助金、ここの中に新型コロナウイルス感染症疑い患者輸送車車両整備補助金というのは、これは総務委員会で一定説明がございましたけれども、特別な理由があつてのことだと思いますが、取りやめになって、予算計上もされております。1款は議会費ですが、2款総務費、3款民生費、4款は衛生費ですが、どこにもこれの支出項目がないわけですが、この399万円の県からの補助金、これはどういう方向でここに載せておられるのか、どういう方針なのかお尋ねします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）以前、総務文教委員会で御説明させていただきました新型コロナウイルス感染症疑い患者搬送車両につきましては、少しでも早い時期に購入いたしましたかった

ことから予備費で予算を措置して支出をしております。ですので、こちらの補正予算とかには出てこないんですけども、支出の方はしております。それに対しまして、満額399万円が県費で措置されておるその歳入を、この度上げさせていただいておるものでございます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）併せて、その歳入について事項別明細の7ページ目のところの総務費、総務管理費、一般管理費の部分に特定財源として県支出金399万円を充当し、財源振り替えしているものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）それならそれとして説明があってもいいと思うんですね。今、9名患者がおるわけですが、これは県からの指示で、県の保健所から、町は直接運搬したかどうか知りませんが、総務委員会で一定の説明を受けて、そこから立ち切れになっておる、どうなったかなというのは全く報告もないし、分からなかったですね。今、聞いて初めて早く対応、有効にされとるなという感じはするんですが、なぜそれができなかったのか、お尋ねします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）すみません、総務文教委員会で御説明させていただきました公用車の購入につきましては、説明させていただきました後、その御説明のとおりにより予備費充用して支出をさせていただいております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）なぜね、私知らんのですよ、報告がなかったの。なぜ、あのとき説明があって、予備費で先にこれを充当して、それで結果的には、後になってこうして県からの補助があると。そのいきさつが前後しとるから、ちょっとどういうん、すっきりしない面があるんですよ。なぜ、そうなったのかお尋ねしとるんですよ。

○議長（桑原）佐中議員、説明したということなんですが、もう一度、じゃ、総務課長、簡単に。総務課長。

○総務課長（中村）すみません、総務文教委員会の方で説明させていただきまして、その後、予備費を充用いたしまして、そこからCX-8という公用車を買う予算を措置して、支出をいたしました。これが8月に御説明させていただきまして、それから2か月程度の納車の期間ということで10月に納車を受けまして、支出をしておるところでございます。

す。

○議長（桑原）ほかにございませんか。崎本議員。

○13番（崎本）庁舎の件でございますが、土壌汚染の対策の方で庁舎建設、いろいろ説明を受けましたが、細部が不透明な箇所が多かったんよね。それで、県との協議内容で町長、協議した言われるんじやが、その確信事も何もないし、今日、宗像君の一般質問でもありましたがね、なかなか分からないところは申し訳ありませんでしたと、こういう多額の予算で庁舎するのにね、申し訳なかった、そういう曖昧なことで物事を済ますちゃう自体は私は間違いと思いますが、もうちょっと県とのね、土壌汚染なんていうのは最初からあったもので、県との協議が不十分なのに、その協議内容も十分に説明されんと、ここで予算で上がってきちよるから、そこらの細部が説明できるかできんか、もう一度お願いいたします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）県との協議の経過でございますけれども、これまでも御説明しておりますとおり、覚書の解釈に違いがございまして、平行線の議論が続いていた状況でございますが、町長、副町長が県の局長、部長を訪問し、解決に向けて大きく進展したような感じとなっております。その後も協議を続けておりまして、ようやく県の方に具体の額を提示できるような状況となってまいりました。具体的な協議はこれからでございますが、実施設計変更業務も完了いたしましたので、庁舎の建設に着手をさせていただきたいと考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）今、答弁がありましたように、協議内容もね、最近になって、内容が明確いうか、内容ができて、まだ協議もできていないのにね、今後、どのような協議をされるかも示してないのに、申し訳ないでは済みませんよ。ほいじゃ、今後はどういうスケジュールでやられますか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）今後は町の方から県に対して負担の額を提示しながら協議を進めてまいります。スケジュール調整ができましたら、すぐに県の方に額の方を提示しながら協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）その協議を進めてまいりますというのは、協議内容が示されんうちにね、

まだ一回も、こういうやりますいうて出されて、誠に分からないところは申し訳ないで、そういうもので済む問題じゃなしでね、もうちょっと協議をどのように進めるか、しっかりね、あなた方のそれが責務じゃないですか。多額の税金をつぎ込んで。もしか、県がね、この協議内容を拒否された場合はどうなりますか。そこらをちゃんと明確にすべきじゃないんですか。もう一度、答弁をお願いします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）事務レベルの協議の段階では、なかなか議論が平行線で解決の糸口は見えませんでした。町長、副町長が総務局長、財務部長と協議をして、解決に向けての見通しが立っただと感じております。町長、副町長、総務局長、財務部長の協議を踏まえて、事務レベルで協議をし、次には額の提示ができる状況まで来ておりますので、建築の方も進めさせていただきたいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。大江議員。

○5番（大江）今の続きなんですけど、額の提供をとおっしゃっていましたが、まだ額の提供もしてなくって、幾ら県が負担してくれるか分からないところに、今回の建設工事の中に対策工事が入っていますが、それは対策工事に関して、どのくらいの期間を要しますか、県と交渉するというのに。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）県には町の庁舎整備スケジュールの方も伝えておりますので、それも踏まえて、県の方で協議をしていただけるものと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）お尋ねします。では、ここに解体工事、それから土壌汚染対策工事、建築工事とあります。こちらの方の予算措置について、12月補正では1億2,500万。では、ここの解体工事にどのくらいの日数を要して、それから土壌汚染対策に入るまでにどのくらいの期間を要するか、工事の計画ではどのようになっていますか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）2月定例会で契約認定の議案を提出する予定でございますが、その後、解体工事に7か月、土壌汚染対策にその後5か月かかる予定でございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）では、この土壌汚染対策工事は、まだかかるまでに7か月という猶予がありますので、まず、この解体工事の予算計上だけで、この土壌汚染対策工事は県とし

かり、幾ら負担をしてくれるか、この7か月の間に、負担、県と交渉した上でこの予算を上げててもまだ間に合うんじゃないんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）解体工事、土壌汚染対策工事、建築工事を一連で発注をした方が効率と考えておりますので、併せて、発注をさせていただきたいと思います。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

反対討論があるようなのでこれから討論を行います。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。私は、第61号議案、令和2年度海田町一般会計補正予算に反対の立場で討論いたします。理由としては、庁舎移転事業に係る予算について、本会議までに何度も特別委員会を開催し、説明を受けました。土壌汚染対策費に関わる広島県との費用負担について、何度も質疑をいたしましたが、協議中であるとの答弁のみで具体的な金額はまだ説明がなされておられません。令和2年6月定例会において、海田町一般会計補正予算に対する附帯決議をいたしました。内容は費用負担について、売主である広島県と十分に協議し、海田町にとって不利にならないよう全力で交渉していただきたいというものでした。議会に対しても、その協議内容に関する報告を丁寧に行うことを求めたものでございました。協議内容についても、委員会についても、特に触れられていませんでした。町長の全力で交渉している姿が一つも感じられません。これ以上、何の確約もないまま補正予算を議決することは議会として認めていいものか異議がありますので、反対といたします。以上でございます。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を許します。賛成討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより起立によって採決を行います。お諮りいたします。第61号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数です。したがって、第61号議案は原案のとおり

これを決めます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第6、第62号議案、令和2年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第62号議案、令和2年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第2号。
この度の補正予算につきましては、公共下水道整備事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原） 上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田） それでは、第62号議案、令和2年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第2号について説明いたします。

歳入歳出の補正につきましては、資料9の令和2年度補正予算説明書をお願いします。また、資料12、工事箇所図を併せて提出しておりますので、御覧いただければと思います。なお、この度の補正は下水道事業として交付決定を受けている社会資本整備総合交付金のうち一般会計における消防費の地域防災計画推進事業の内水ハザードマップ作成業務委託において執行残が発生したところに伴い、交付金の有効活用及び雨水整備事業の効果促進を図るため、公共下水道整備事業雨水の予算額を増額させていただくものでございます。

それでは、資料9の令和2年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から説明いたします。資料9の3ページ、4ページをお願いいたします。事業費の下水道事業費の公共下水道整備事業につきましては、交付金の有効活用及び雨水整備事業の効果促進を図るため、雨水整備に係る工事請負費を500万円増額するもので、その財源として、1ページ、2ページにあります国庫支出金及び地方債をそれぞれ250万円増額いたします。

続きまして、議案について御説明いたします。第62号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に500万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を12億132万8,000円とするものでございます。

次に、繰越明許費でございます。3ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費につきましては、公共下水道整備事業の瀬野川右岸排水区中筋雨水幹線整備工事において、入札不調が続く、施工業者が決定していないこと、また、この度の補正分を合わせて発注することが工程的に有利であることなどから、年度内の完成が見込まれないため、繰越明許費の議決をお願いするものでございます。

次に、地方債の補正でございます。4ページをお願いいたします。第3表、地方債補正につきましては、対象事業費の増により、起債の限度額を増額するものでございます。以上で、令和2年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第2号についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第62号議案について採決を行います。お諮りいたします。第62号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第7、第63号議案、令和2年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第63号議案、令和2年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第3号。この度の補正予算につきましては、一般被保険者保険税還付事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（近森）それでは、第63号議案、令和2年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第3号について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきまして、資料11の令和2年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。資料11の3ページ、4ページをお願いいたします。諸支出金の償還金及び還付加算金の一般被保険者保険税還付金の一般被保険者保険税還付事業につきましては、一般被保険者保険税還付額が当初の見込みを上回るため、95万1,000円増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。繰越金につきましては、財源調整のため、95万1,000円を増額するものでございま

す。

続きまして、議案を御説明いたします。第63号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億5,052万4,000円とするものでございます。

以上で、令和2年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第3号の説明を終わります。

○議長（桑原）議長より、執行部の皆さんにお願いをしておきます。職名を挙げるか、相手を議長と呼んで手を挙げていただくようお願いしておりますけども、黙って手を挙げるのはやめてください。お願いしておきます。

以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第63号議案について採決を行います。お諮りいたします。第63号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第8、第64号議案、令和2年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第64号議案、令和2年度海田町介護保険特別会計補正予算第1号。この度の補正予算につきましては、簡易陰圧装置整備事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）それでは、第64号議案、令和2年度海田町介護保険特別会計補正予算第1号について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、資料12、令和2年度補正予算説明書にしたがい、歳出から御説明いたします。資料12の保険事業勘定の3ページ、4ページの歳出をお願いいたします。総務費の総務管理費の一般管理、一般事務事業につきましては、新型コロナウイルス感染症予防のために県外研修を取りやめたことに伴い、特別旅費を4万円、

研修負担金を3万5,000円減額し、制度改正に伴う介護保険システム改修費を61万7,000円増額するものでございます。簡易陰圧装置整備事業につきましては、資料13を提出しておりますが、新型コロナウイルス感染症予防のため、介護施設が簡易陰圧装置を整備する費用に係る補助金を871万2,000円増額するものでございます。5ページ、6ページにつきましては、金額の増減はございませんが、歳入の介護保険保険者努力支援交付金、介護保険災害等臨時特例補助金が新たに交付されたことに伴い、財源振替を行うものでございます。7ページ、8ページをお願いいたします。基金積立金の基金管理事業につきましては、繰越金が確定したことなどに伴い、1,260万4,000円を増額するものでございます。9ページ、10ページをお願いいたします。諸支出金の償還金及び還付加算金の償還事業につきましては、令和元年度の介護給付費法定負担金地域支援事業交付金の確定に伴い、国及び県に返還するため、3,080万円を増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。4款、国庫支出金の国庫補助金の介護保険保険者努力支援交付金につきましては、介護保険者における介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業における取組について交付される交付金で、385万9,000円を増額し、次の介護保険事業費補助金は介護保険の制度改正に伴うシステム改修費に対し交付される補助金で、170万円を増額し、その下の介護保険災害等臨時特例補助金は新型コロナウイルス感染症の影響による収入減に伴う介護保険料減免額に対し交付される補助金で、71万4,000円を増額するものでございます。5款、県支出金の県補助金の地域医療介護総合確保事業補助金につきましては、歳出で御説明いたしました新型コロナウイルス感染症予防のため介護施設が簡易陰圧装置を整備する費用に対し交付される補助金で、871万2,000円を増額するものでございます。7款、繰入金の一般会計繰入金の介護給付費繰入金につきましては、歳出で御説明いたしました介護保険システム改修に要する費用について、国から介護保険事業費補助金が交付されることとなったこと等により、事務費等繰入金を115万8,000円減額するものでございます。8款、繰越金につきましては、前年度繰越金が確定したため、3,883万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、議案について御説明いたします。第64号議案をお願いいたします。この度の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に5,265万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を21億6,851万4,000円とするものでございます。以上で、令和2年度海田町介護保険特別会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第64号議案について採決を行います。お諮りいたします。第64号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第9、第65号議案、令和2年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○議長（桑原）第65号議案、令和2年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号。

この度の補正予算につきましては、後期高齢者医療一般事務事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）それでは、第65号議案、令和2年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、資料14、令和2年度補正予算説明書にしたがい、歳出から御説明いたします。資料14の3ページ、4ページの歳出をお願いいたします。総務費の総務管理費の後期高齢者医療一般事務事業につきましては、税制改正に伴う後期高齢者医療制度の見直しにより、後期高齢者医療システムの改修を行うため、202万2,000円増額するものでございます。5ページ、6ページをお願いいたします。後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等納付事業につきましては、後期高齢者医療保険料の保険基盤安定分、また確定した前年度繰越金と合わせて175万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。2款、繰入金の一般会計繰入金の事務費繰入金につきましては、歳出で御説明いたしました後期高齢者医療システム改修費の増額に伴い、202万2,000円、保険基盤安定繰

入金につきましては、歳出で御説明いたしました後期高齢者医療広域連合納付金の増額に伴い、119万4,000円を増額するものでございます。3款、繰越金の前年度繰越金56万円の増額につきましては、額の確定によるものでございます。

続きまして、議案について御説明いたします。第65号議案をお願いします。この度の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に377万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を4億70万5,000円とするものでございます。以上で、令和2年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第65号議案について採決を行います。お諮りいたします。第65号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおりこれを決します。

本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決します。

なお、明日は第5次海田町総合計画基本構想及び基本計画審査特別委員会終了後、本会議を開会いたします。時間については、追って連絡をいたします。本日は大変御苦勞様でした。

午後 2時33分 延会